目 次

序章	記録の基本計画について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	緑の基本計画とは

_		
2	計画の背景と目的	. 1
3	緑の基本計画の位置づけ	. 5
4	計画対象とする緑	. 6
1章	は 緑の現況と課題	
1	緑の現況	. 7
2	第一次計画に基づく緑に関連する取組み	14
3	緑に関する市民の声	18
4	緑に関する課題	23
2章	こ 緑地の保全及び緑化の目標	
1	基本理念	31
2	緑の将来像	31
3	基本方針	34
4	将来目標	36
3章	は緑地の配置方針	
1	緑の4機能別の配置方針	41
2	施設緑地の整備・配置方針	48
3	地域制緑地の配置方針	54
4章	は 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	
1	施策の体系	55
2	各主体の具体的な取組内容	57
5 章	章 緑化重点地区 	
1	緑化重点地区の設定	77
2	緑化重点地区の波及効果	78
3	緑化重点地区の現況と課題	79
4	緑化重点地区のテーマ	80
5	基本方針と施策展開方針	
6 章	ま 計画の推進	
1	推進体制	85
2	進行管理	

資料編目次

貸料	· 1	緑の現况詳細	資−1
2	民間施 地域制	最地 直設緑地(寺社境内地) 川緑地等 緑化の総括表	資-11 資-13
_		緑視率について 資	
	測定地 測定時 測定方	^E とは 也点 - - - - 大の 測定結果	資-19 資-19 資-19
資料	. 3	緑地の整備目標総括表 資	} −21
資料	4	計画の策定過程 資	}−39
用語	解説	· ·	} –43

序章 緑の基本計画について

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

緑の基本計画は、本市の緑の現況や緑が持つ役割、本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、本市の緑のあるべき姿を検討し、それを実現するための方針や取組み、市民・事業者・市それぞれの役割を明らかにし、緑豊かなまちづくりを計画的に推進するための指針となります。

2 計画の背景と目的

本市は、阿星・金勝連峰などの山地・丘陵 地を緑の背景として、その周囲に農地や農村 集落などの良好な田園環境が広がり、豊かな 自然の緑に恵まれています。

また、市街地内においても、大宝公園や高野公園などの都市公園をはじめ、児童遊園*や寺社境内地、河川緑地、安養寺山や日向山などの里山*、生け垣や花々で緑化された住宅地など、身近な生活空間の中にも多様な緑を有しています。

この豊かな緑を維持するには、市民・事業者・市が協力して緑に配慮した取組みを進めなければなりません。そのためには、緑の現状を十分に把握し、個別課題に対応しつつ、各主体がどのように関わり、協力していくかを示すことが重要です。

このため、本市では、平成19年3月に「栗東市緑の基本計画」(以下「第一次計画」という。)を策定しました。この計画では、基本理念として「『風格都市栗東』 ~心やすらぐ空間とやさしい人を育む、水と緑の風格づくり~」を掲げ、緑地の創出や保全活用、都市緑化の推進、住民参加による緑のまちづくりの施策を積極的に展開してきました。



(滋賀日産リーフの森 (県民の森))



(公園を彩る花壇)

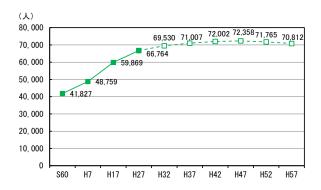
第一次計画策定から9年が経過し、中間年次である平成22年が過ぎ、目標年次である平成32年まで残り4年となりました。しかしながら、緑の基本計画の上位計画にあたる総合計画や都市計画マスタープラン*が抜本的に改定されたことや、市内の人口増加に伴い土地利用状況が変化してきていること、多様化する市民ニーズへの対応が必要となっていることなど、本市の緑を取り巻く状況も変化しており、このような背景から第一次計画を改定し、「第二次栗東市緑の基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することにしました。

(1) 少子高齢化や人口減少の進展

日本国内においては、少子高齢化や人口減 少が進んでおり、平成 47 年には人口の約 30%が高齢者になると推計されています。

本市においては、今後も一定の人口増加が 見込まれていますが、若い世代の人口流入の 鈍化や40歳代以降の人口流出傾向が見られ、 また高齢化などの年齢構成の変化により、平 成47年の7万2,358人をピークに人口減少 社会の到来が予測されています。

このような少子高齢化の進展は、これまで の市街地の拡大を前提とした都市構造から コンパクトな都市構造への転換を必要とす るだけでなく、緑の担い手の高齢化や人手不 足の深刻化をもたらすことが予想されます。



【本市の将来の人口推移】

出典:国勢調査、栗東市人口ビジョン

(2)地球温暖化*、ヒートアイランド現象*など環境問題の顕在化

近年、地球温暖化*による影響と考えられる様々な問題が顕在化しており、今後、温暖化の進行に伴う気候変動や自然災害の増加などによって、人々の生活や健康に対するリスクが高まると考えられます。

緑は、二酸化炭素吸収の役割を担っている 一方で、都市部におけるヒートアイランド現 象*など熱環境の緩和にも貢献することから、 市街地内での積極的な緑化や森林、農地など の保全を通じて、緑の保全、創出に努める必 要があります。

(3)生物多様性*の確保や自然環境保全の必要性の高まり

国際連合の試算によると、人類は、種の絶滅の速度を自然に起きる絶滅と比べて、100から1,000倍もの速度でもたらし、その結果、現在、地球上の生物が1年間に約4万種も絶滅していると考えられています。そして、現在も数多くの種が絶滅の危機に瀕しています。

このような中で、まとまった緑や緑のつながりは、生物の生息・生育・繁殖空間や生物多様性*を保全するうえで重要な役割を担っており、山地・丘陵地や農地などのまとまった緑の保全や市街地の緑をネットワークで結ぶなど、生物多様性に配慮した取組みを進める必要があります。

(4) 安全・安心なまちづくりへの関心 の高まり

東日本大震災をはじめ、本市においても平成 25 年の台風 18 号による安養寺山の土砂 災害や金勝川の氾濫による水害などによって、近年、市民の防災への意識が高まっているとともに、防災・減災対策の一層の強化が 求められています。

公園・緑地は、火災時の延焼防止や防災活動拠点として、都市の防災機能を向上させる重要な役割を担っていることから、土地の有効活用などによって、さらなる防災機能の向上に資する公園・緑地の確保などを図る必要があります。

(5) 公園の整備や管理運営のあり方の変化

地方分権の進展により、地方自治体へ様々な権限委譲が行われるとともに地域の課題に対する責務も各自治体に委ねられ、地域の特性に応じた公園の誘致圏や公園の整備方法を住民とともに検討する時代になっています。都市計画公園の見直しに関連する制度などについても、改正が行われています。

都市計画運用指針*では、「適時適切な都市計画の見直し」により、社会経済状況の変化を踏まえた変更の必要性が示され、改正により「マネジメントサイクル*を重視した都市計画」が追加され、長期にわたる事業未着手の都市施設については、検討を行う旨が示されました。

このような中で、本市が有する公園の整備 や管理運営のあり方、また、未整備の公園の 整備方針などについて検討を進める必要が あります。

(6) 本市を取り巻く社会情勢の変化

本市の財政状況は、国の三位一体改革*、滋賀県の財政構造改革に伴う補助金・交付金の削減などに伴い、厳しさを増しています。こうした中、新幹線新駅設置事業が県の政策転換により、平成19年をもって中止されたことで、本市の持続的なまちづくりや地域活性化のシナリオは大きな方針転換を余儀なくされました。

これを受けて、本市では(新)集中改革プラン*をはじめとする改革や、第3セクター等改革推進債*を活用した栗東市土地開発公社の解散などを通じて財政健全化に向けた道筋を見出してきました。

しかしながら、今後も安定的な財政運営を 図るために財政改革を進めるとともに、公 園・緑地の充実を図るために市民と市が互い に協力しあいながら、まちの緑を維持・創出 していくことが必要です。

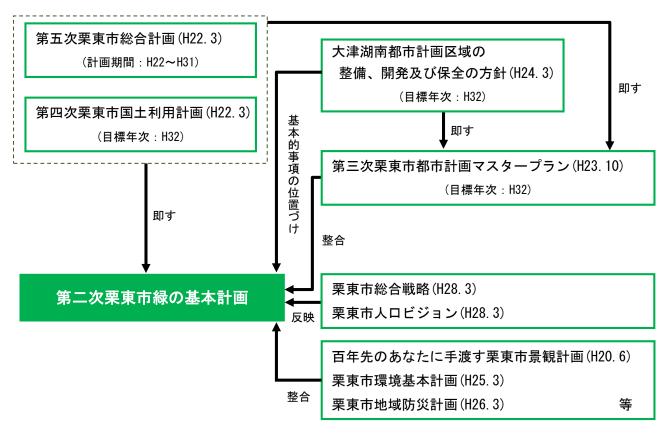
策定の背景

- ①少子高齢化や人口減少の進展
- ②地球温暖化*、ヒートアイランド現象* など環境問題の顕在化
- ③生物多様性*の確保や自然環境保全の 必要性の高まり
- ④安全・安心なまちづくりへの関心の高まり
- ⑤公園の整備や管理運営のあり方の変 化
- ⑥本市を取り巻く社会情勢の変化

3 緑の基本計画の位置づけ

本計画は、本市の長期的なまちづくりの方 向性を示す基本となる「第五次栗東市総合計 画」及び本市の土地利用に関する方向性を示 す「第四次栗東市国土利用計画」に即した内 容として定めます。

また、本市の都市計画に関する方針を定めた「第三次栗東市都市計画マスタープラン*」や景観保全に関する方針を定めた「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」、その他関連計画とも整合を図ります。



【計画の位置づけ】

4 計画対象とする緑

4-1 計画対象とする緑

本計画で示す「緑」とは、樹木や草花などの植物そのものと、市民の生活を豊かにする緑(樹林地、農地、河川、ため池、公園、街路樹、宅地内の緑などのオープンスペース*)を指します。

また、本計画で対象とする緑は、「施設緑地」と「地域制緑地等」に大別され、それぞれ次のような緑を指します。

【対象とする緑】

	ŕ	録の種	重類	対象とする緑
	都市	公園		街区公園*、近隣公園*、 総合公園*、運動公園*、 緑地 等
施設緑	都市公園以外	*公共施		児童遊園*、河川緑地、 道路、駅前広場、グラウ ンド 等
地		設緑	公共公益 施設にお ける植栽 地等	学校の植栽地、街路樹、 その他の緑地 等
		民間	施設緑地	寺社境内地 等
超域型		より 緑地	規定されて	風致地区*、自然公園区域*、農業振興地域*、河川区域、保安林区域*等
制緑地		によ る緑		緑地協定* 等
		等に いる		生け垣設置条例等

4-2 緑の機能

緑は、大きく4つの機能(環境保全、防災、 レクリエーション、景観形成)を有しており、 それぞれの機能は以下のとおりです。

◆環境保全機能

- ・公園や街路樹、社寺林などは、生物の移動、 生息場所となるなど、都市の生物多様性* 確保に寄与します。
- 街路樹や宅地内の緑は、ヒートアイランド 現象*の緩和に寄与します。
- ・山地や丘陵地、公園など一団の緑は、大気 浄化や騒音・振動の防止に寄与します。

◆防災機能

- ・街路樹や宅地内の緑などは、火災時における延焼遮断・防火帯となります。
- ・山地や丘陵地の樹木は、斜面を保全し、崖 崩れや土砂の流出防止に寄与します。
- •ため池や農地は、降雨時に雨水を一時的に 貯めて、河川水量の調整や土砂の流出防止 に寄与します。

◆レクリエーション機能

- 公園や緑地、広場などの緑は、森林や水辺、 土と親しみ、ふれあう場を提供します。
- ・身近な森林や農地、水辺などは、自然体験を通じて、地域住民に生物や自然環境に対する興味・関心をもたらします。

◆景観形成機能

- ・山地や河川などの一団の緑は、都市の骨格 や市街地の背景景観を形成します。
- ・里山*や農地、公園、社寺林などの緑は、美しく特徴ある景観を形成し、地域固有の自然景観を形成します。

1章 緑の現況と課題

1 緑の現況

1-1 第一次計画における計画 のフレームと現状

平成 28 年の都市計画区域は、5,269ha となっており、平成 27 年に区域変更となった影響で減少しています。市街化区域は、基準値から面積が拡大し、1,405.5ha となっています。

都市計画区域人口及び市街化区域人口は、 それぞれ 67,631 人と 57,757 人になってお り、いずれも基準値より増加していますが、 目標年の人口より1万人程度少なくなって います。

市街地人口密度は、目標値に想定していた 市街化区域面積より増加しなかったため、目 標値より人口密度が高くなっています。

1-2 緑の確保量

緑の確保量について、第一次計画の目標値 と実績値を比較すると、市街地に対する緑地 の割合は 10.4%、都市計画区域に対する緑 地の割合は 63.7%となっており、いずれも 目標値の割合を達成しています。

【計画のフレーム実績】

	第一次	実績値		
項目	基準値	目標値	天 積但 (H28)	
	(H17)	(H32)	(1120)	
都市計画区域	5, 275ha	5, 275ha	5, 269ha	
市街化 区域	1, 380.3 ha	1,673.7ha	1, 405. 5ha	
都市計画 区域人口	61,953 人	79,000 人	67,631 人	
市街化 区域人口	52,908 人	68,000 人	57,757 人	
市街地 人口密度	38.3 人/ha	40.6 人/ha	41.1 人/ha	

※都市計画区域人口は、住民基本台帳の値とする

※市街化区域人口は、平成17年度の人口割合で按分した

【緑の確保量の実績】

	第一次	実績値		
項目	基準値	目標値		
	(H17)	(H32)	(H28)	
市街地に対 する緑地の 割合	7. 4%	8.5%	10. 4%	
都市計画区 域に対する 緑地の割合	62.5%	61.7%	63. 7%	

: 目標達成

※市街地に対する緑地の割合

- = (市街地内の緑地面積 / 市街地面積)
- ※都市計画区域に対する緑地の割合
 - = (都市計画区域内の緑地面積 / 都市計画区域面積)

1-3 緑の整備量

都市公園は、基準年(H17)以降、新たに上 鈎公園が整備されたことで公園の箇所数・面 積は増加していますが、目標値には到達して いない状況となっています。

都市公園等は、基準年(H17)以降、栗東健康運動公園の一部や児童遊園*、街路樹の整備が進んだことや、大宝東小学校のグラウンドが整備されたなど、緑の整備が進んだことで増加していますが、目標値には到達していない状況となっています。

緑地総計は、上記の整備に加えて緑地協定 地区*の増加などにより、整備箇所数を除き 目標を達成しています。

【緑の整備量の実績】

	第一次計画		実績値	
項目	基準値	目標値	天 根他 (H28)	
	(H17)	(H32)	(1120)	
	33 箇所	88 箇所	34 箇所	
都市公園	21.6 ha	163.9 ha	23.9 ha	
	3.49m²/人	20.74 m^2 /人	3.54 m 2 /人	
	307 箇所	374 箇所	326 箇所	
都市公園等	66. 3ha	216.2 ha	81.8 ha	
	10.7m²/人	$27.4m^2/人$	12.1m²/人	
緑地総計	620 箇所	678 箇所	661 箇所	
(重複除く)	3, 297. 8 ha	3, 253. 3 ha	3, 354. 1ha	
(里饭床)	532.3m²/人	411.8 m 2 /人	496.0m²/人	

■:目標達成、■:目標未達成

上段:整備箇所数、中段:整備面積、下段:都市計画区域人 ロー人当たりの面積

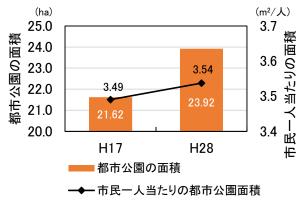
※都市公園

=公園(街区・近隣・総合・運動)+緑地の面積 ※都市公園等

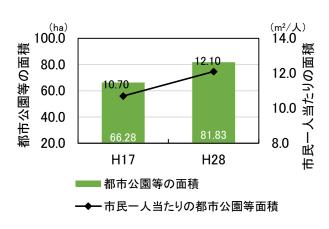
=都市公園+公共の緑地(児童遊園、学校や市営のグラウンド、駅前広場、街路樹等)の面積

※緑地総計

=都市公園等 + その他の緑地(農業用地や河川区域、 保安林区域、緑地協定面積等) - 重複面積



【都市公園の面積の推移】



【都市公園等の面積の推移】

第一次栗東市緑の基本計画の概要

■第一次栗東市緑の基本計画について

本市では、緑地の適正な保全及び緑化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、 平成19年3月に第一次計画を策定し、基本理念の実現に向けて様々な施策を展開してきま した。

■目標年次

平成 19 年度~平成 32 年度

■基本理念

『風格都市栗東』~ 心やすらぐ空間とやさしい人を育む、水と緑の風格づくり ~

■緑地の確保目標水準

	基準値 (H17)	目標値 (H32)	備考
将来市街地に対する緑地の割合	7.4 %	8.5 %	
都市計画区域に対する緑地の割合	62.5 %	61.7 %	
将来市街地に対する緑地の割合	-	約 26.7 %	国:30%以上

■整備すべき緑地の目標水準

	基準値 (H17)	目標値 (H32)	備考
都市公園	3.5 m²/人	20.7 ㎡/人	国:20.0 m²/人 県:22.3 m²/人
都市公園等	10.7 ㎡/人	27.4 ㎡/人	
緑地	3, 297. 8 ha	3, 253. 3 ha	

■緑化の目標

区分	緑化の目標(H32)
都市公園	緑化面積の 50%以上(街区公園*・近隣公*園は 30%以上)。
道 路	街路樹の整備延長3倍増。
河 川	緑豊かな都市の骨格軸としての緑化の推進。
公共公益施設	緑化面積の割合 20%以上(長期的には樹木による緑化率 20%以上)。
学校教育施設	シンボルとなる樹木の植樹や芝生化、生態観察の場となるビオトープ*の整備、地域住民との連携による花壇や菜園の整備、維持管理の推進。
住宅地	生け垣の整備、フラワーポットや寄せ植えなど、市民の主体的な取組みによる住宅地の緑化を推進。また、屋上緑化や壁面緑化などの推進や、緑地協定*の締結の誘導推進。
商業施設	店先へのフラワーポット設置、道路沿道や駐車場の緑化などを誘導。
工業施設	緑化面積の割合 20%以上(比較的大規模な工場)。

■基本理念・緑の将来像の実現に向けた施策

水と緑を楽しむ	水と緑を整える	水と緑をまもる	水と緑を活かす
・緑化意識の啓発・緑化活動 の支援 ・協働による緑の維持管理 ・地域主体の公園等の整備 ・風格づくりへの新たな実践 ・高木の植樹	・森林の保全・活用 ・農地の保全・活用 ・河川環境の保全・活用 ・環境教育の積極的な推進 ・維持管理の仕組みづくり	・公園・緑地の整備 ・公共公益施設の緑化 ・住宅地の緑化 ・商業地の緑化 ・工業地の緑化	・水と緑、道路空間のネット ワーク ・歴史街道の整備・活用 ・水と緑の拠点整備

1 - 44つの緑の機能からみた緑の解析・評価

1. 環境保全機能からみた緑の解析・評価

~地域環境の向上に資する緑~

◆公園・緑地

・市街地内において一団の緑を形成している大宝公園や高野公園は、 環境負荷の軽減に効果のある貴重な緑となっています。(写真⑤)

・公園・緑地の面積は、上鈎公園や栗東健康運動公園などの整備が進 み増加しています。

◆街路樹

- ・市域に整備された街路樹は、地域環境 の向上に資する市街地の貴重な自然 環境となっています。
- ・新幹線新駅の整備が予定されていた 下鈎地区や蜂屋地区周辺で新たに街 路樹が整備されています。(写真①)

◆ビオトープ*

・小学校や中学校においてビオトープ*は みられない状況となっています。

~地域の個性を形成する緑~

●単山

・市街地に隣接する安養寺山や日向山な どの里山や市内に点在する農村集落 は、樹林地や寺社境内地、水路などと 一体となって良好な緑地環境を形成し ています。

●農地

- ・市街地周辺に広がる農地、南部の山地・丘陵地と一体と なった農地は、保水機能などを有する貴重な自然環境と なっています。(写真⑦)
- ・農地(田、畑地)の面積は、道路の整備や宅地の開発など に伴って減少しています。

~都市の骨格を形成する緑~

◆山地・丘陵地

・阿星・金勝連峰を中心とする山地・丘陵地は、本市の約42%を占 めており、本市の骨格を形成する一団の緑となっています。

◆河川

・本市には 71 の河川があり、北東部の野洲川、西部の草津川を軸 に、本市の背景となる山地・丘陵地や農地などと一体となって本 市の骨格を形成しています。

◆生物多様性*

- ・山地・丘陵地や農地、河川、ため池など多様な自然環境を有する 本市には、多様な動植物が生息・生育しており、157種の希少な 動植物が確認されています。(写真②)
- ・本市にはハクビシンなどの外来生物*が生息しており、県条例で指 定されている外来生物としては5種が確認されています。
- ・本市の南部山間地域では、イノシシやシカなどによる農作物被害 が発生しており、これらの動物が森林や農地、生物に及ぼす影響 が懸念されています。



写真: 平成 25 年度水生生物調查報告

(栗東市) より

②ヌマムツ(葉山川)







凡 行政界 ▲ :主な山地・丘陵地 東海道新幹線等 : 主な農地 名神高速道路等 : 土砂災害特別警戒区域(土石流) 国道 : 土砂災害警戒区域(土石流) : 主要地方道 :市街化区域 : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地) : 土砂災害警戒区域(急傾斜地) : 公園(街区・近隣公園) :運動公園・緑地等 : 砂防指定区域 : 游難場所等 : 街路樹 文 :学校

:主要な河川・ため池

2. 防災機能からみた緑の解析・評価

東海道 • ▲ 日向山

▲ 鶏冠山

竜王山

~自然災害防止のための緑~

◆災害の発生状況

・平成25年の台風第18号によって安養寺山の斜面崩落をはじめ 南部山間地域にも被害が発生しており、これに伴う復旧作業が 行われました。また、同台風によって金勝川流域に水害が発生 しており、これに伴う復旧作業が行われました。

◆山地 · 丘陵地

・阿星・金勝連峰を中心とする山地・丘陵地の樹木は、斜面を保全し、崖崩れや土砂の流出を防止する機能を有しています。

◆警戒区域

・本市南部の山地・丘陵地では、土砂災害警戒区域*や土砂災害特別警戒区域*が多数指定されています。

◆河川・ため池

- ・洪水対策として、葉山川や金勝川などの 平地化事業や中ノ井川のショートカット事業、調整池の整備が実施されていま す。
- ・市内に点在するため池は、降雨時に雨水を一時的に貯めて河川の水量を調整したり、土砂の流出を防止する機能を持つ貴重な自然環境となっています。(写真⑥)

(⑥ため池 (上鈎池)

⑤公園(高野公園)

~公害・災害など防止のための緑~

◆街路樹

・市域に整備されている街路樹は、火災時に おける延焼遮断・防火帯の機能を有してい ます。

◆工業地の緑化状況

・一部の工業地では、敷地周囲を中心に緑化が行われています。

~災害に強い都市環境のための緑~

⑦農地

◆避難場所

阿星山

- ・災害時における避難場所として、学校など 57 箇所が指定されています。また、一次避難地として近隣公園*が4箇所、一次集合場所として街区公園*が11箇所指定されています。
- ・本市と草津市に跨る草津川防災ステーション広場は、レクリエーションの場や防災広場として利用されています。(写真③)



0 500 1000 2000 3000m

3. レクリエーション機能からみた緑の解析・評価

~日常的レクリエーションの場となる緑~

◆住区基幹公園*(街区*·近隣公園*)等

・本市には街区公園*が28箇所、近隣公園*が3箇所整備されており、日常的なレクリエーションの場として利用されています。(写真⑤)

- ・住区基幹公園*の都市計画区域人ロー 人当たりの面積は 1.38m² となってお り、平成 17 年と比べて 0.16m² 増加し ています。
- ・街区公園に準ずる機能を持つ児童遊園*は、255 箇所整備されており、平成17年と比べて整備箇所数が57箇所、面積が2.57ha それぞれ増加しています。(写真②)
- ・大人から子どもまでスポーツやイベントを楽しめる大規模な公園や質の高い(管理が行き届いており緑の多い)公園の需要が高まっています。

◆教育施設のグラウンド

・近隣公園に準ずる機能を持つ公共 公益施設として学校教育施設のグ ラウンドが15箇所あります。

◆その他レクリエーション施設

・その他レクリエーション施設として、 平谷球場や大宝テニスコート、十里 グラウンドが利用されています。







~緑のネットワーク~

◆河川

- ・葉山川や金勝川には自然堤防が残っており、桜並木などと一体と なって優れた緑地を形成しています。
- ・河川の護岸がコンクリートになっているなど、緑の少ない河川があります。

◆街路樹

・街路樹と公園・緑地のつながり (緑のネットワーク) を形成していく必要があります。

~広域的レクリエーションの場となる緑~

◆都市基幹公園*

- ・栗東運動公園や野洲川運動公園は、市民の身近なスポーツ・レクリエーションの拠点として広く利用されています。(写真③)
- ・栗東運動公園及び栗東健康運動公園は、整備率がそれぞれ 43.9%、 2.4%となっています。
- ・野洲川緑地の整備率は16.1%、それ以外の緑地は整備率0%となっています。

◆環境学習・自然体験型レクリエーション施設

・環境学習と自然体験型レクリエーション拠点として、栗東自然観察の森やこんぜの里などがあり、広域的なレクリエーションの拠点として広く利用されています。(写真④、⑦)



③栗東運動公園



4. 景観形成機能からみた緑の解析・評価

中向山

▲ 鶏冠山

竜王山

~地域のランドマーク*となる緑~

◆単山

・市街地に隣接する安養寺山や日向山は、地域のランドマーク*となる緑を形成しています。

◆公園・緑地

・大宝公園や高野公園などの一団の緑は、地域のランドマークとなる貴重な緑を形成しています。

◆寺社の社寺林・巨木

・菌神社の豊かな社寺林や大宝神社のクスノキなど、寺社の中には緑豊かな社寺林や地域のシンボルとなる巨木を有するものがあり、地域のランドマークとなる緑を形成しています。(写真①、⑥)

◆旧街道

・東海道沿道には、緑豊かな生け垣や松などが比較的多く見られます。

~一団の緑地・オープンスペース*~

◆山地・農地

・湖南地域の背景となる阿星・金勝連峰の山並みや、 近景に広がる農地は、一体となって固有の景観を 形成しており、市域南部から緩やかに変化する稜 線を眺望することができます。

◆河川

・野洲川や葉山川、金勝川などの主要な河川は、都 市にうるおいを与える固有の自然景観を形成して います。

⑥巨木 (大宝神社のクスノキ)

⑤大宝公園

~市街地内の修景に寄与する緑~

◆街路樹

・市街地を中心に街路樹が整備されていますが、樹種や連続性など、一貫した整備や管理はされていない状況となっています。

◆緑化状況

⑦栗東自然観察の森

- ・栗東駅前は、駅前広場や(都)*栗東駅前線を中心として親水空間* や緑豊かな街路樹が整備され、うるおい感のある緑豊かな市街地 景観を形成しています。
- ・手原・安養寺市街地は、稲荷神社や椿山古墳などの良好な緑を有 しています。
- ・住宅地外の積極的な緑化活動(植樹やみどりの保全活動等)の普及をしていく必要があります。

(都):都市計画道路





2 第一次計画に基づく緑に関連する取組み

2-1 取組みの実施状況

これまでの「緑」に関連する取組みについて、庁内各課を対象として取組みの実施状況をヒアリングした結果、18課(各学校も含む)から39事業の回答を得ました。

基本方針別に実施状況を見ると、「水と緑を整える」の取組みが最も多く(22 事業)、次いで「水と緑を楽しむ」(14 事業)、「水と緑を守る」(10 事業)、「水と緑を活かす」(2 事業)となっています。

施策の方向性別に見ると、「1.緑化意識の 啓発・緑化活動の支援」が最も多く(9事業)、 次いで「13.住宅地の緑化」(8事業)となっ ています。

「5. 高木の植栽」「18. 歴史街道の整備・活用」「19. 水と緑の拠点整備」については、事業が実施されていない状況となっています。

【取組みの実施状況】

基本方針	施策の方向性	事業 実施 実績数	
	1.緑化意識の啓発・緑化活動の支援	9	
	2.協働による緑の維持管理	1	
水と緑を	3.地域主体の公園等の整備	3	
楽しむ	4.風格づくりへの新たな実践	1	
	5.高木の植樹	0	
	計	14	
	6.森林の保全・活用	1	
	7.農地の保全・活用	1	
水と緑を	8.河川環境の保全・活用	1	
守る	9.環境教育の積極的な推進	3	
	10.維持管理の仕組みづくり	4	
	計	10	
	11.公園・緑地の整備	4	
	12.公共公益施設の緑化	7	
水と緑を	13.住宅地の緑化	8	
整える	14.商業地の緑化	1	
	15.工業地の緑化	2	
	計	22	
	16.水と緑のネットワーク	1	
ار ار √∃. ک	17.道路空間のネットワーク	1	
水と緑を 活かす	18.歴史街道の整備・活用	0	
(中ル・9	19.水と緑の拠点整備	0	
	計	2	
合計			

事業実施数が多い施策の方向性(上位3つ) 事業を実施していない施策の方向性

※「事業実施実績数」の合計について、複数の施策の方向性をもつ事業については、各方向性に重複して実績を計上しているため、事業の回答数(39事業)と数が異なる。

基本理念	基本方針	施策の方向性	取り組まれた主な内容
	水と緑を楽しむ	1 緑化意識の啓発・緑化活動の支 援	• 栗東自然観察の森の活用
風		2協働による緑の維持管理	・市道愛護活動参画団体*、りっとう美知メセナ団 体*と協働した街路樹の維持管理
格		3 地域主体の公園等の整備	・地域が主体となった遊具の修繕
都		4 風格づくりへの新たな実践	・緑地協定*の締結
市		5 高木の植樹	(地域のシンボルとなる高木の植栽などを想定 していたが未実施となった)
栗	水と緑を	6 森林の保全・活用	• 森林整備、維持管理
東	まもる	7 農地の保全・活用	(市街地周辺の農地の保全を想定していたが、都市化の進展などにより農地は減少。ただし、農用地区域の保全は図られている)
やする		8河川環境の保全・活用	・河川美化活動愛護団体*と協働した一級河川の 美化
心やすらぐ空間とやさし		9 環境教育の積極的な推進	・保育園や幼稚園などにおいて、市内の自然や栗 東自然観察の森などを通じて「自然体験」「環 境教育」を実施
間と		10 維持管理の仕組みづくり	・林道路肩の草刈りや側溝清掃など、林道機能の 維持管理・事業者と協働した森林整備
ヤ	水と緑を	11 公園・緑地の整備	・都市計画に基づく公園整備
LI	・ 学校と地域が連進し		・公共公益施設においてグリーンカーテン*の実施・学校と地域が連携した花壇などの維持管理
人を育む、		13 住宅地の緑化	・苗木の配布やガーデニング講習、グリーンカー テンの普及、生垣設置奨励補助金、緑地協定制 度などの実施
水		14 商業地の緑化	・市役所前いちょう通りでプランター設置 ・開発事業に対し敷地面積6%を目安とした緑 化の開発指導を実施
と緑の		15 工業地の緑化	・栗東新産業地区工業団地の緑化の実施 ・一定規模以上の工場の設置に際しては敷地面 積や緑化面積などの届出を実施
烛	水と緑を	16 水と緑のネットワーク	・ 水質調査や生物調査を実施
がづ	活かす	17 道路空間のネットワーク	街路樹の整備
の風格づくり		18 歴史街道の整備・活用	(生垣の設置などによる緑豊かな歴史街道の整備を想定していたが未実施となった)
		19 水と緑の拠点整備	(親水空間*の整備や巨木の保全・活用などを想 定していたが未実施となった)

※表中のグレーの網掛けは、取組みが行われていない項目を示す。

2-2 取組みの評価

各基本方針の取組み評価を以下に示します。

◆水と緑を楽しむ

評価できる点

市民を対象とした苗木の配布やガーデニング講習などのイベントを通じて、個人の緑化に対する意識を高めるとともに、協働による緑の維持管理や公園の修繕などが実践されています。

定量的評価※

2. 8

課題

個人を対象とした取組みからさらに発展させ、「水と緑の風格づくり」 「高木の植栽」のように、地域における緑化に対する意識・関心を高める取組みを進める必要があります。



(ガーデニング講座の様子)

* 1 **—** 4

(取組みがあまり 進んでいない)

(取組みが進んでいる)

◆水と緑をまもる

評価できる点

「森林」「農地」「河川」のように個別の対象については、保全や維持管理が進められるとともに、これらの緑を活かした環境教育が取り組まれており、緑の保全の意識の向上につながっています。

定量的評価※

課題

個別の対象については保全活動が進められている反面、都市化の進展 による農地の減少など、社会的要因などにより十分な効果が得られてい ない部分があり、地域資源の活用を進める必要があります。

3. 0



(栗東自然観察の森を活用した環境教育)

* 1 --- 4

(取組みがあまり 進んでいない)

(取組みが進んでいる)

◆水と緑を整える

評価できる点

市役所庁舎など、公共公益施設では、維持管理や市民との協働による 緑化活動が進められるとともに、住宅地ではグリーンカーテン*の苗の 配布や緑地協定*制度の実施など緑化が進められています。

課題

都市計画公園の整備を進める必要があるとともに、商業地や工業地の 積極的な緑化、またそのために必要となる制度など、仕組みづくりを行 い、住宅地、公共公益施設以外の緑化を進める必要があります。 定量的評価※

3. 1



(地域主体の公園などの整備)

(取組みがあまり 進んでいない)

(取組みが進んでいる)

◆水と緑を活かす

評価できる点

水質調査や生物調査など、水と緑のネットワーク形成に向けた基礎となる情報の把握や、街路樹整備による歩きたくなる空間づくりが進められるなど、水と緑を活かすための環境整備が進められています。

課題

親水空間*や水と緑の拠点などのハード整備を行うことや、神社や寺院など地域のシンボル・資源の活用が進んでいないことから、これら市内の資源の整備や活用を進める必要があります。

定量的評価※

2. 0



(水生生物調査の様子)

写真: 平成 25 年度水生生物調査報告書 (栗東市) より * 1 --- 4

(取組みがあまり 進んでいない)

(取組みが進んでいる)

3 緑に関する市民の声(市民アンケート調査)

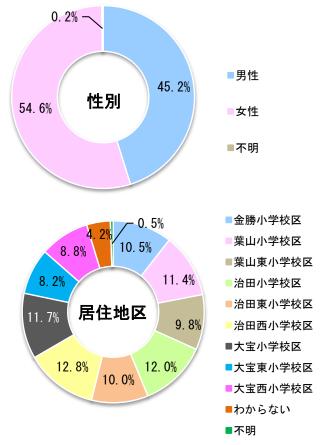
3-1 概要

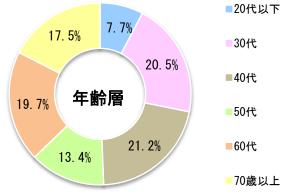
第二次栗東市緑の基本計画の策定にあたり、緑に関する満足度や考え方などを把握するため、市民を対象にアンケート調査を行いました。

- ・回答者の性別は、女性が 54.6%、男性が 45.2%と女性の割合が高くなっています。
- ・回答者の年齢層は、40 代が 21.2%と一番 多く、次いで30代が20.5%、60代が19.7% の順で多くなっています。
- ・回答者の居住地区は、治田西小学校区が 12.8%と一番多く、次いで治田小学校区が 12.0%、大宝小学校区が 11.7%の順で多 くなっています。

【アンケート調査の概要】

対象者	市民(18 歳以上)
配布日	平成27年9月2日
回答期限	平成27年9月16日
配布数	2,000件
回収数	806 件
回収率	40.3%

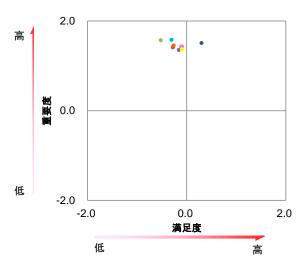




3-2 アンケート結果概要

(1) 本市の緑の役割について

- ・本市の緑が持つ各役割の重要度は、いずれ も高くなっています。
- ・満足度は、「①日常生活での潤い、安らぎ」 を除き低くなっています。



- ①日常生活での潤い、安らぎ
- ②散策や休養、スポーツなどのレクレーションの 場
- ③子どもの遊び・学びの場の提供
- ④緑が広がる美しい景観の提供
- ⑤災害の拡大防止や避難場所としての活躍
- ⑥空気の浄化やヒートアイランド現象の緩和
- ⑦水を貯え、地下に浸透させてくれる
- ⑧生きものの生息場所

【本市の緑が持つ役割の満足度と重要度】

(2) 水と緑の空間に対する印象

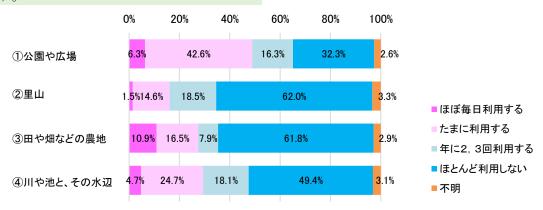
- •「③田や畑などの農地」については、現状で十分と考える回答者が多くなっています。
- ・「①公園や広場」や「⑥駅前など人が集まる場所での緑」については、量・質ともに 不十分と考える回答者が多くなっていま す。



【本市の水と緑の空間に対する印象】

(3) 水と緑の空間の利用頻度

- ・「①公園や広場」については、回答者の半数が「ほぼ毎日利用する」「たまに利用する」と回答しており、利用頻度が高くなっています。
- ・「②里山」については、「ほとんど利用しない」の割合が高く、利用頻度が低くなっています。



【水と緑の空間の利用頻度】

(4) 緑を増やす取組み

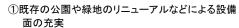
- ・①や②など、家庭で出来る取組みについては、「現在している」の割合が高く、既に 実践している回答者が多くなっています。
- ・④~⑥など、家庭以外での取組みについては、「現在している」の割合が低く、実践していない回答者が多くなっています。



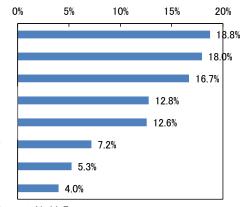
【緑を増やす取組み】

(5) 本市の緑に関連する施策

- ・重点的に進める施策としては、「①既存の 公園や緑地のリニューアル」や「②森林や 河川の保全・緑化」「③新規公園や緑地の 整備」を挙げる回答者が多くなっています。
- ・市民の緑化への意識・関心を高めるために 市が行う取組みとしては、「①市の率先し た緑化やイベントなどの取組みを進める」 や「②小中学生の緑に関する意識を高め
- る」「③人材・経済的支援をする仕組みづくり」を挙げる回答者が多くなっています。
- ・市民が緑化に関わるために必要な支援と しては、「①助成金などの経済的支援」や 「②市民活動に関する情報提供」「③専門 家などの人的支援」を挙げる回答者が多く なっています。

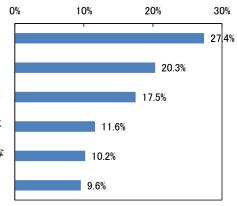


- ②森林や河川などの保全・緑化
- ③身近な場所への新たな公園や緑地の整備
- ④新たにスポーツやイベントなどもできる比較的大規模な 公園の整備
- ⑤道路や学校などの公共空間、住宅や工場などの民 有地の緑化
- ⑥市民の緑化意識や環境意識を高めるための普及啓発
- ⑦神社仏閣の森や庭園の保全
- ⑧農地の保全

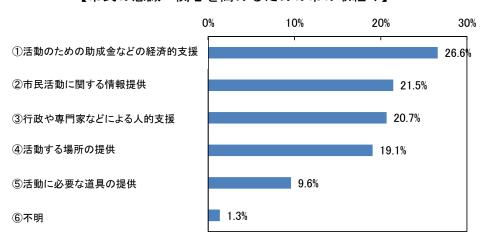


【重点的に進める施策】

- ①行政が率先して公共施設の緑化や緑に関するイベント開催など、緑化に対する取組を進める
- ②緑に対する意識を高めるために、小中学生が緑に 関する講座やイベントに参加できるようにする
- ③市民の自主活動に対して、行政が人材や経済的支援をする仕組みをつくる
- ④地域における緑を守る取組に参加するよう、企業に対してもっと働きかける
- ⑤緑に関する環境調査などに市民が参加できるような 仕組を作る
- ⑥市民協働による地域の計画策定やルールづくりを 進める



【市民の意識・関心を高めるための市の取組み】



【市民が緑化に関わるために必要な支援】

(6) その他の意見(主なもの)

◆緑地・緑化に関すること

- ・市全体が緑に囲まれていて美しいまちだと思う。
- ・山間地に住んでいるため、緑が多く、とて も癒される。
- ・居住地周辺は緑が少ない。市街化区域でも 最小限の緑地を維持してほしい。
- 田畑が住宅地になっていくことが懸念される。
- ・身近に、子どもたちが安全に遊べる公園や 子どもから大人まで楽しめる広い公園が ほしい。
- ・小さな公園があるが誰も使っていない。

◆学習に関すること

- ・子どもが多いので、子どものうちから大切 なことを学ぶ機会を持てるようにしてほ しい。
- ・教育などを通して子どもたちが自然とふ れあえる機会をつくってほしい。
- 環境保全、緑化に対する市民の意識を高めることが大切である。
- ・一人ひとりが環境を守って行くための意 識を持てるとよい。

◆維持管理に関すること

- ・公園の設備や樹木の維持管理、整備をして ほしい。
- ・道路沿いの街路樹などの手入れをしてほ しい。剪定などの手入れが不十分であり、 見通しが悪く、危険なところ、通行の妨げ になっているところがある。
- ・高齢化してくると家の周りの木や生垣の 維持管理が大変になってくる。

◆施策に関すること

- ・平成27年以降の緑化方針がわからない。 市民の緑化活動の姿を具体的に示してほ しい。
- ・なぜ緑化をするのか、「緑の基本計画」の 内容や意図がよくわからない。
- ・植物を植えた後の維持管理のあり方を考えてほしい。

4 緑に関する課題

4-1 公園・緑地からみた課題

(1)住区基幹公園*(街区*•近隣公園*)

身近な憩いの場について、街区公園*の面積と街区公園に準じる機能をもつ児童遊園*を合わせた面積は、都市計画区域人ロー人当たりの面積 2.82m²となり、国及び県の目標水準を上回っており、量的に充実しています。

近隣公園*の都市計画区域人口一人当たりの面積は 0.76m²で国及び県の目標水準を下回っています。また、大人から子どもまでスポーツやイベントを楽しめる大規模な公園の整備が求められていることから、近隣の緑の状況や近隣市が有する都市基幹公園*などとの機能の役割分担などの視点を踏まえ、整備を推進していくことが求められています。

公園の維持管理について、遊具の点検が年に一度、砂場の殺菌が2年に一度実施されており、今後も継続して安全対策を推進する必要があります。また、これらの点検結果をもとに地域で維持管理などが実施されていることから、今後も市と地域が協力して公園の維持管理を推進してくことが求められています。

大宝公園などの近隣公園が一次避難地に、 栗東第一児童公園や海老川第一公園など 11 箇所の街区公園が一次集合場所に指定され ており、今後も避難地として防災機能の向上 を図っていくことが求められています。

近隣公園4箇所のうち、1箇所(中沢公園) が未着手・未整備となっており、今後の整備 方針について検討する必要があります。

【住区基幹公園の推移】

項目	基準値 (H17)	実績値 (H28)	増減
街区公園	28 箇所	28 箇所	0 箇所
	4. 18 ha	4. 19 ha	+0.01 ha
近隣公園	0.68m ² /人	0.62m ² /人	-0.06m ² /人
	2箇所	3箇所	+1箇所
	3.40 ha	5.11 ha	+1.71 ha
	0.55m ² /人	0.76m ² /人	+0.21m ² /人
住区基幹 公園合計	30 箇所	31 箇所	+ 1 箇所
	7. 58 ha	9. 30 ha	+1.72 ha
	1. 22m²/人	1. 38m²/人	+0.15m ² /人
(参考)	226 箇所	283 箇所	+57 箇所
街区公園+	16.49 ha	19.06 ha	+2.57 ha
児童遊園	2.66m²/人	2.82m²/人	+0.16m²/人

※上段:公園数、中段:整備面積、下段:一人当たり面積

※国及び県における街区公園の目標水準

国:1.0 m²/人、県:0.8 m²/人

※国及び県における近隣公園の目標水準

国:2.0 m²/人、県:2.3 m²/人

※国及び県における住区基幹公園の目標水準

国の目標水準:4.0 m²/人、県の目標水準:3.8 m²/人

出典: 庁内資料

ポイント(1)

- 市民のニーズや近隣の緑の配置状況などを踏まえた近隣公園の整備。
- ・遊具の点検など、安全対策の推進・強 化。
- 市と地域の協働による公園の維持管理。
- ・公園が有する防災機能の向上。
- ・未着手となっている中沢公園の今後の整備方針を検討。

(2)都市基幹公園*(総合公園*、運動公園*)

都市基幹公園*の都市計画区域人口一人当たりの面積は、0.62m²となっており、国及び県の目標水準を下回っていますが、平成17年度と比較すると0.04m²増加しています。

栗東健康運動公園の整備率は2.4%となっており、今後の整備方針について検討する必要があります。

【都市基幹公園の推移】

項目	基準値 (H17)	実績値 (H28)	増減
	1 箇所	1 箇所	0 箇所
総合公園*	0.36 ha	0.94 ha	+0.58 ha
	0.06 m 2 /人	0.14 m 2 /人	+0.08m ² /人
	1 箇所	1 箇所	0 箇所
運動公園*	3.23 ha	3.23 ha	0 ha
	0.52 m 2 /人	0.48m ² /人	-0.04m ² /人
都市基幹	2 箇所	2 箇所	0 箇所
40川 左 軒 公園合計	3.59 ha	4. 17 ha	+0.58 ha
公園百計	0.58m ² /人	0.62m ² /人	+0.04m ² /人

※上段:公園数、中段:整備面積、下段:一人当たり面積 ※国の目標水準: $4.5 \text{ m}^2/\text{人}$ 、県の目標水準: $2.9 \text{ m}^2/\text{人}$

出典: 庁内資料

ポイント②

・栗東健康運動公園について、今後の整備 方針を検討。

(3)公共施設緑地*(児童遊園*、グラウンド、その他の緑など)

土地区画整理事業や開発事業にあわせて 児童遊園*が 255 箇所整備されており、平成 17 年度と比較して 57 箇所増加しています。

公園の維持管理について、自治会みんなの 広場等設置事業や児童遊園遊具設置補助制 度などの補助が活用され、地域主体の公園管 理が実施されています。今後も継続して地域 主体の維持管理を進めていくとともに、日常 的な維持管理を地域が主体となって取り組 んでいく体制の構築が求められています。

レクリエーションの場である滋賀日産リーフの森(県民の森)や貴重な緑や自然を体験・学習できる栗東自然観察の森は、今後も 適切に維持管理を行い活用していくことが 求められています。

【児童遊園の推移】

項目	基準値 (H17)	実績値 (H28)	増減
	198 箇所	255 箇所	+57 箇所
児童遊園*	12.30 ha	14.87 ha	+2.57 ha
	1.99 m 2 /人	2.20m ² /人	+0.21m ² /人

※上段:児童遊園数、中段:整備面積、下段:一人当たり面積

出典: 庁内資料

ポイント③

- 市と地域の協働による児童遊園の維持管理。
- ・滋賀日産リーフの森(県民の森)や栗東 自然観察の森など、貴重な緑や自然を体 験・学習できる場の適切な維持管理・活 用。

4-2 緑化状況からみた課題

(1)公共施設

優れた緑化が見られる公共施設として栗 東芸術文化会館「さきら」などがあり、優れ た緑化が見られる施設として積極的に情報 発信をしていくことが求められています。ま た、市では緑のカーテンなど、先導的に緑化 を行っており、市民の緑化に関する意識を高 めていく先導的役割を踏まえ、今後も積極的 に緑化に取り組んでいくことが求められて います。



(栗東芸術文化会館さきら)

ポイント④

・ 公共施設の建物や敷地の先導的な緑化。

(2) 学校教育施設

葉山東小学校や治田西小学校、栗東中学校では、地域住民と連携した花壇やプランターの維持管理を行っており、将来を担う子どもの緑化意識の向上などにつながっています。 今後も継続して地域と連携した緑化活動を推進するとともに、他小学校区などへも取組みを広げていくことが求められています。

小学校や中学校において芝生化されているグラウンドやビオトープ*の整備は見られない状況となっており、公園に準じる機能を持つ公共公益施設として、また、将来を担う子どもの環境に対する意識を高めるために学校敷地の積極的な緑化を推進していくことが求められています。

ポイント⑤

- 子どもと地域住民の連携による緑化。
- 学校敷地の積極的な緑化。

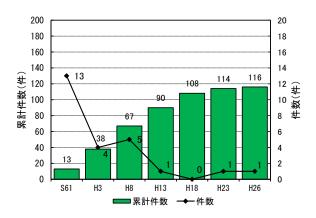
(3) 民有地

◆住宅地

住宅地では、生垣の設置や敷地内に花を植えるなど、積極的な緑化が普及している一方で、身近な公園など、地域の緑化活動はほとんど行われていない状況となっています。

今後も継続して住宅地の敷地の緑化を進めるとともに、地域のコミュニティを醸成する場として、身近な公園などを対象とした緑化を推進していくことが求められています。

市内の緑化を推進するために、市では生け 垣設置奨励制度を設け、緑化を推進してきま したが、社会情勢の変化に伴い生垣を設置す る住宅が減り、制度の利用件数も減少してい る状況にあります。このため、市民が活用し やすい緑化支援制度への見直しが必要となっています。



【生け垣設置奨励制度利用件数の推移】

出典: 庁内資料

ポイント⑥

- 住宅地の敷地の緑化。
- ・緑化支援制度について、市民が活用しや すい制度への見直し検討。

◆商業地

市役所前いちょう通りでは、栗東市商工会によるプランターの設置などの緑化が行われており、今後は他の道路や道路沿いの商業施設などに取組みを拡大していくことが求められています。

ポイント⑦

・商業施設などの敷地や道路沿いの緑化。

◆工業地等

一定規模以上の工場などの設置に際しては、緑豊かな環境となるよう敷地面積や緑化面積などの届出を行っており、継続して工場敷地などの緑化を推進するとともに、地域と連携した緑化活動などを行っていくことが求められています。

上鈎・下鈎・手原・蜂屋地区では、新幹線新駅建設事業の中止に伴い、新たな地域振興の手段として交通基盤の整備や地域産業の復興に向けた事業展開がされており、本市の新たな拠点として計画的な緑の整備と維持管理を推進していくことが求められています。



(緑化に配慮した工場地)

ポイント®

- ・工場の敷地などの緑化。
- ・新幹線新駅の整備が予定されていた上 鈎・下鈎・手原・蜂屋地区について、本 市の新たな拠点として今後の整備方針を 検討。

(4) 道路空間

栗東駅前や手原・安養寺市街地など、市の 顔となる場所は、街路樹が整備され緑の多い 道路空間となっています。また、新幹線新駅 の整備が予定されていた蜂屋地区周辺など では、道路整備にあわせて街路樹が整備され ており、今後も街路樹の整備を推進し、緑豊 かな道路空間を形成することが求められて います。

市道愛護活動参画団体*や、りっとう美知メセナ団体*と協働した街路樹の維持管理が実施されており、継続して市や地域主体の街路樹の維持管理を進めていくとともに、地域主体で行われている取組みを他地域などにも広げていくことが求められています。



(新たに整備された街路樹)

ポイント(9)

- ・新幹線新駅の整備が予定されていた上 鈎・下鈎・手原・蜂屋地区について、本 市の新たな拠点として今後の整備方針を 検討。
- ・街路樹の整備及び地域との協働による維持管理。

4-3 その他緑に関する課題

(1) 自然環境

平成 25 年の台風第 18 号により発生した 安養寺山や南部山間地域の土砂災害、金勝川 流域の水害などにより防災に関する意識が 高まっています。また、栗東市地域防災計画*に基づき、天井川である金勝川や葉山川、中ノ井川の平地化事業や河川のショートカット事業などの洪水対策、砂防指定区域や土石流・急傾斜地警戒地区の指定などの土砂災害 対策が進められており、今後も継続して山地 や河川などの自然災害対策を充実すること が求められています。

本市の骨格をなす阿星・金勝連峰を中心とする山地や安養寺山などの里山、野洲川や葉山川などの主要河川は、多様な動植物の生息・生育場所となっており、これらの自然や緑のネッワークを保全することは琵琶湖周辺環境の保全・再生にもつながります。これらの環境を保全するため、里地里山*や河川、公園、街路樹などを活かして生態系ネットワーク*(エコロジカルネットワーク)を形成していくことが求められています。

葉山川や金勝川には自然が多く残っており、桜並木などと一体となってすぐれた緑地を形成していますが、その他の河川においては、コンクリート擁壁に囲まれた緑の少ない場所が多く、景観や生物に配慮した緑豊かな水辺の整備や維持管理を推進していくことが求められています。



(葉山川の様子)



(今井川に生息するオイカワ)

写真: 平成25年度水生生物調査報告書(栗東市)より

ポイント①

- ・ 山地や河川などの自然災害対策の充実。
- ・里地里山や河川、公園、街路樹などを活かした生態系ネットワークの形成。
- ・ 景観や生物に配慮した緑豊かな水辺の整備や維持管理。

(2)農村景観

栗東自然観察の森や小学校周辺の農地は、 貴重な緑や自然を体験・学習できる場として 活用されており、今後も継続して里地里山* の維持管理や積極的に活用していくことが 求められています。

本市に点在する農村景観は、里山や農地の減少により少なくなっていますが、地域特有の景観として、今後も継続してこれらの景観の保全を推進していくことが求められています。

里山や農地は、自然体験・学習やレクリエーションの場としての可能性も持ち合わせていますが、ほとんど利用されていない状況となっており、積極的に活用していくことが求められています。

(3) 顔となる緑(市街地環境)

栗東駅前や手原・安養寺市街地は、市の玄 関口かつ市のシンボルとなるため、これらの 役割を踏まえて緑豊かな市街地景観の形成 と維持管理を推進していくことが求められ ています。

(4) シンボルとなる自然や景観

本市には「早朝の栗東市トレーニング・センター」や「金勝寺と森林浴の森」など栗東八景のほか、大宝神社のクスノキといった寺社の巨木や旧街道など、優れた自然や景観が多く残っています。これらの緑を地域のランドマーク*として保全・活用していくことが求められています。



(金勝に残る棚田)

ポイント⑪

• 里山や農地の積極的な保全・活用。



(栗東駅前の様子)

ポイント①

・市のシンボルとなる栗東駅前や手原・安 養寺など、市街地における緑豊かな市街 地景観の形成と維持管理。

ポイント(13)

地域のシンボルとなる自然や景観の保全・活用。

(5) 緑の基本計画の目標

第一次計画では緑の整備量などの目標を 掲げており、公共公益施設や民間施設緑地な どの整備目標は達成していますが、住区基幹 公園*や都市基幹公園*などの整備目標は達成 できていません。今後は市の現状にあった目 標を検討するとともに、緑の量だけでなく、 緑の質や豊かさなどに関しても目標を掲げ ることで、多角的な視点で市の緑の評価をし ていく必要があります。

(6)緑の基本計画の推進体制

本市では緑に関する様々な取組みを進めてきましたが、今後は緑の基本計画の実現に向けて取組みをより効果的に推進するため、計画の推進体制を構築していく必要があります。

ポイント①

・ 市の現状にあった目標及び評価方法の検討。

ポイント①

・ 計画の推進体制の構築。

2章 緑地の保全及び緑化の目標

1 基本理念

本市が目指す "風格都市栗東" を実現していく上では、"水" と "緑" が担う役割が非常に大きく、市民の目線により、しっかりと "水" と "緑" の環境を保全し、整備していくことが求められます。

2 緑の将来像

基本理念の実現に向けて、市民と市が共有 し、ともに育んでいく緑の将来像を定め、個 性ある"水"と"緑"の保全と整備、活用を 推進していきます。

【基本理念】

"風格都市栗東"

~ 心やすらぐ空間とやさしい人を育む、水と緑の風格づくり ~

心やすらぐ空間とやさしい人

今後の都市づくりでは、これまでの 経済性や利便性を重視した都市づく りから、生活の基本となる身近な地域 の環境をしっかりと整えていく方向 性に転換していくことが求められて います。

また、地域の特色を踏まえつつ、恵まれた"水"と"緑"の環境を適切に保全し、整えることにより、心やすらぐ空間を創造し、その豊かな空間のもとで地域に誇りと愛着を持って生活し、主体的に活動する市民のやさしい心を育みます。

"水"と "緑"の風格づくり

市民の主体的な活動によって育まれる"水"と"緑"の環境は、地域の特性や個性を表現するものとして非常に尊く、さらに市民に親しまれるよう魅力ある空間づくりを推進します。

固有の歴史・文化資源を活用しつつ 身近な生活環境を創造する市民の主 体的な活動を育みます。また、市民の 声を大切にし、協力しあいながら計画 的かつ総合的な視点から、うるおいと やすらぎが感じられる"水"と"緑 、の風格づくりを推進します。

"風格都市栗東、

~心やすらぐ空間とやさしい人を育む、水と緑の風格づくり~

湖南地域の背景となる緑

・阿星・金勝連峰は、湖南地域の背景となる緑として、環境保全や景観形成などの緑の多様な機能を踏まえつつ、恵まれた自然環境や市民・県民の憩いの場を適切に保全します。

緑の田園地帯

・湖南平野に広がる水田地帯や阿星・金勝連峰の山裾に広がる農地は、地域の心象風景*となる貴重な環境であり、生物多様性*の保全や体験・学習の場になるなど、多様な機能を有していることを踏まえ、計画的な土地利用に基づいて適切に保全・活用します。

緑の市街地

- ・身近な憩いの場やスポーツ・レクリエーションの拠点、災害時の避難所となる公園・ 緑地を計画的に整備するとともに、国や県と連携した親水空間*の整備や個性ある街 路樹の整備などに取り組み、快適な市街地環境を創出します。
- 身近な緑の利用や維持管理などを通じて市民の主体的な参加意識や活動を育み、地域コミュニティの醸成、各種団体の育成などにつなげます。
- 住宅敷地の緑化やグリーンカーテン*などの取組みを通じて、ヒートアイランド現象* の緩和を図ります。

緑のランドマーク

・安養寺山や日向山などの里山環境は、緑のランドマーク*として適切に保全するとと もに、身近に自然とふれあえる貴重な体験・学習の場、優れた風致を楽しめる場と して活用します。

顔となる緑

・環境・産業拠点、栗東駅前周辺、手原・安養寺市街地周辺においては、個性ある公園・緑地の機能充実や、それぞれをつなぐ緑豊かな街路樹の整備などにより、質の高い快適な"水"と"緑"の環境を創造します。

緑のみち

多くの来訪者や観光客などが行き交う主要な幹線道路沿道などは、市民や事業者と協力しあいながら、緑豊かな個性ある街路樹整備などに取り組み、市街地のヒートアイランド現象を緩和する快適な道路空間を創造します。また、鳥類の休息場所や野生動物の生息場所となる里山や公園などをネットワーク化する貴重な緑として適切に管理します。



3 基本方針

基本理念として定めた「心やすらぐ空間とやさしい人を育む、水と緑の風格づくり」のもと、緑の将来像を実現するため、本市がこれまで育んできた"水"と"緑"の保全及び整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

・これまでに進めてきた市民一人ひとりの意識を高める取組みを継続するとともに 少子・高齢化時代に向けて、地域や様々な主体の協働によるまちづくり活動を進 めることで地域への誇りや愛着を育み、定住人口の増加を図る必要があります。

・市民一人ひとりが身近な水や緑に関する意識を持ち、楽しみながら身近な緑化活動などを実践し、恵まれた水と緑の環境を固有の資産として磨いていくことによって、「風格都市栗東」を創造します。



②水と緑をまも

る

- ・本市は、当面の人口増加を踏まえ、計画的な市街地整備を進める一方で、骨格となる阿星・金勝連峰の山並みや安養寺山などの里山環境、豊かな河川環境など、これらから形成される良好な景観を保全する必要があります。
- ・このため、これまで本市をはじめとする湖南地域を育んできた水と緑の環境を今後の都市整備における骨格的な資源として位置づけ、適切に保全し、未来へ引き継いでいきます。



・本市の都市整備においては、住宅や公共の緑など、多様化・高質化する市民の緑に 対するニーズを踏まえつつ、自然災害に備えた公園・緑地をはじめとする緑の空間 を計画的に配置・整備する必要があります。

・恵まれた森林や里山、河川などの自然環境を最大限に活かし、生活の基本となる公園・緑地を適切に整備するとともに、水と緑の恵みや安心・安全を感じることができる質の高い緑の空間づくりを進めていきます。



- ・本市の緑の管理においては、市が主体となり進めてきましたが、今後は市民や事業 者と協働して、きめ細やかな管理を行っていくことが期待されます。
- ・本市が有する優れた自然や寺社境内地、阿星・金 勝連峰などを水源とする豊かな河川環境の活用 を図るとともに、これらの空間を活かした拠点 整備などを市民や事業者と協働して推進し、本 市ならではの水と緑を活かした個性ある空間づ くりを進めていきます。



- ・近年、生物多様性*の危機や深刻化する地球温暖化*問題の影響は、都市の持続可能な発展を図る上でも大きな課題となっていることから、山林や市街地の緑が持つ環境保全機能を有効活用し、課題解決に貢献することが期待されています。
- ・森林、農地、市街地の緑など、市域の豊かな自然環境を保全するとともに、緑のネットワーク化を図ることで、市域の生きものの生息・生育空間を保全及び琵琶湖周辺の生態系の保全・再生を図ります。また、緑による温室効果ガス*の吸収や市街地におけるヒートアイランド現象*の緩和、また木質バイオマス*など緑由来の資源・エネルギーの地域内循環を進めることで、都市の持続可能性を高めることに貢献します。



4 将来目標

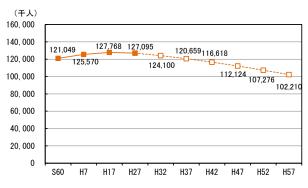
4-1 目標設定の考え方

日本は、平成20年をピークに人口減少局面に入り、平成62年には人口が1億人を割り込むと推計されるとともに、高齢化率*は上昇を続け、平成62年には約4割に達すると見られています。

本市については、当面、人口の増加が続くと考えられていますが、将来人口の目標では 平成47年をピークに減少に転ずると想定しており、他の自治体と同様に、今後の人口減少・少子高齢化に備えたまちづくりを進める必要があります。

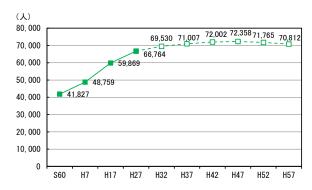
人口減少社会での都市課題に対応するためには、これまでの量的確保だけでなく、緑地の多機能性を発揮させることによって、安心・安全などの持続性のある都市基盤の向上、地域経済・活力の向上、地域コミュニティの醸成など、市民一人ひとりの生活の質の向上に貢献していくことが求められます。

このため、本計画における将来目標においては、一人あたりの公園緑地面積といった従来の定量的指標「緑の量」に加えて、緑に対する満足度といった定性的指標「緑地の質(豊かさ)」を設定します。



【日本の将来の人口推移】

出典:国勢調査、日本の将来推計人口(国立社会保 障・人口問題研究所)



【本市の将来の人口推移】

出典:栗東市人口ビジョン

4-2 計画のフレーム

◆対象区域

基本理念として定めた「心やすらぐ空間とやさしい人を育む、水と緑の風格づくり」、緑の将来像を実現するため、都市計画区域を対象として、"水"と"緑"の保全及び整備に関する基本方針を定めます。

【対象区域】

計画の対象区域	面積	
都市計画区域 (栗東市全域)	5, 269 ha	

◆目標年次

本計画は、本市における長期的な緑のあり方を示しており、また、本計画の上位計画となる都市計画マスタープラン*などの目標年次と整合を図る必要があるため、平成28年を基準年次とし、7年後の平成35年を中間年次、14年後の平成42年を目標年次として定めます。

【目標年次】

基準年次	中間年次	目標年次
平成 28 年	平成 35 年	平成 42 年

◆人口フレーム

中間年次(平成35年)及び目標年次(平成42年)における計画人口は、栗東市人口ビジョン*で設定された人口とします。

【人口フレーム】

項目	基準値	中間値	目標値
坦 日	(H28)	(H35)	(H42)
市街化区域 人口	57, 757 人	59, 780 人	61,488 人
市街化調整 区域人口	9,874人	10,220 人	10,512人
都市計画 区域人口	67, 631 人	70,000 人	72,000 人

[※]平成28年は、平成28年4月1日現在のものとし、市街 化区域人口は平成17年の割合で按分している。

◆市街地の規模

中間年次(平成35年)及び目標年次(平成42年)における将来市街地の規模は、都市計画マスタープランで設定された市街地規模とします。

【市街地規模と市街地人口】

項目	基準値 (H28)	中間値 (H35)	目標値 (H42)
市街地規模	1, 405. 5ha	1, 530. 0ha	1, 530. 0ha
市街地人口	57, 757 人	59,780 人	61,488 人
市街地人口 密度	41.1 人/ha	39.1 人/ha	40.2 人/ha

[※]平成35年及び42年は、栗東市人口ビジョンの数値を 基に端数処理している。

4-3 緑の量についての目標

(1) 緑地の確保目標量

目標年次である平成 42 年において、将来 市街地面積が拡大することなどにより農地 の減少が進むと考えられますが、中沢公園や 栗東健康運動公園をはじめとした公園の整 備などにより、緑地面積の確保を図ります。

本計画では、緑地の確保目標として、市街 化区域に対する緑の割合(A)11.5%、都市 計画区域(市全域)に対する緑の割合(B) 64.2%を目指します。

(2) 緑地の整備目標量

整備すべき緑地の目標量として国は都市計画区域人口一人当たり 20 ㎡を示していますが、本市においては、人口の増加スピードに沿った緑の整備が難しいことや、阿星・金勝連峰を中心とする山地・丘陵や農地など豊かな自然環境を有していることを踏まえ、豊かな自然環境の活用や公園に準ずる緑との機能分担などを考慮し、計画的な緑地の配置、整備に努めます。

【緑地の確保目標量】

項目	基準値 (H28)	目標値 (H42)
市街化区域に対する緑の 割合(A)	10.4%	11.5%
都市計画区域に対する緑 の割合(B)	63.7%	64. 2%

- ※市街地に対する緑の割合(A)
 - = (市街地内の緑地面積 / 市街地面積)
- ※都市計画区域に対する緑の割合(B)
 - = (都市計画区域内の緑地面積 / 都市計画区域面積)

【緑地の整備目標量(1)】

. Б	基準値	目標値
項目	(H28)	(H42)
	34 箇所	36 箇所
都市公園※1	23.92ha	44. 68ha
	$3.54 \text{ m}^2/人$	6.21 m²/人
	326 箇所	364 箇所
都市公園等※2	81.83ha	107.01ha
	12.10 m²/人	14.86 m²/人

上段:整備箇所数、中段:整備面積、下段:都市計画区域人 ロー人当たりの面積

※1:公園(街区・近隣・総合・運動)と緑地のこと。

※2:※1+公共の緑地(児童遊園や学校のグラウンド、街路樹等)のこと。

【緑地の整備目標量(2)】

項目	基準値 (H28)	目標値 (H42)
施設緑地※3	99. 9 _{ha}	125. 1ha
地域制緑地**4	3, 287. 8ha	3, 292. Oha
緑地面積合計 (重複除く)	3, 354. 1ha	3, 383. 5ha

※3:※2+寺社境内地のこと。

※4:※3以外の緑地(農業用地や河川区域、保安林区域、 緑地協定面積等)のこと。

4-4 緑の豊かさについての目標

(1)水と緑を楽しむ

基本方針「水と緑を楽しむ」については、 緑化イベントの開催状況や、公園、広場の利 用状況を通じて、市民が緑を身近に感じ、緑 を楽しむことができているかを評価します。

(2) 水と緑をまもる

基本方針「水と緑をまもる」については、 小学校における農業体験授業を通じた農業 への意識啓発の取組状況や、緑が広がる美し い景観に対する市民の満足状況を通じて、水 と緑をまもることができているかを評価し ます。

(3)水と緑を整える

基本方針「水と緑を整える」については、 市内で締結されている緑地協定*の数や、公 園や広場の緑の質に対する市民の印象によって、水と緑を整えられているかを評価しま す。

【「水と緑を楽しむ」に関する数値指標】

項目	基準値 (H28)	目標値 (H42)
緑化に関する 周知・啓発**1	現状実施なし	1回以上実施
「公園や広場」 の利用頻度 ^{※2}	48.9%	54%

※1:市内で開催される市民を対象とした緑化関連のフェス ティバルなどのイベントについての年間開催件数。

※2:本計画策定における市民アンケート調査(平成27年度実施)の中で、「公園や広場」の利用状況について、「ほぼ毎日利用する」「たまに利用する」を選択した人の割合の合計値をもとに設定。

【「水と緑をまもる」に関する数値指標】

項目	基準値 (H28)	目標値 (H42)
農業体験授業 の実施学校数 ^{※1}	9校	9 校 (全校実施を維持)
「緑が広がる 美しい景観の 提供」の満足度	40.8%	46%

※1:農業体験授業を実施している市内小学校の数。

※2:本計画策定における市民アンケート調査(平成27年度実施)の中で、「緑が広がる美しい景観の提供」について、「満足している」「やや満足している」と答えた人の割合の合計値をもとに設定。

【「水と緑を整える」に関する数値指標】

項目	基準値	目標値
	(H28)	(H42)
緑地協定の締 結数 ^{※1}	10 件	17 件
「公園や広場」 の質に対する 印象**2	28.3%	33%

※1:市内で締結されている緑地協定の数。

※2:本計画策定における市民アンケート調査 (平成 27 年度実施)の中で、「公園や広場」の印象について、「量も質も十分にある」「量は不十分だが質はよい」と答えた人の割合の合計値をもとに設定。

(4) 水と緑を活かす

基本方針「水と緑を活かす」については、 地域にとって顔となる緑の拠点の緑視率や、 駅前など人が集まる場所での緑の印象によって、水と緑を活かすことができているかを 評価します。



【地点1(栗東駅前広場)】

(5) 水と緑と共生する

基本方針「水と緑と共生する」については、 市内の生きものの生息状況の把握や、それら の情報発信を通じた市民の意識啓発、また、 生きものを取り巻く環境に対する市民の満 足状況を通じて、水と緑と共生することがで きているかを評価します。

【「水と緑を活かす」に関する数値指標】

項目	基準値	目標値
クロ	(H28)	(H42)
栗東駅周辺の代表 的な地点における 緑視率 ^{※1}	·	地点1:33% 地点2:24%
「駅前など人が集 まる場所での緑」の 質に対する印象**2	33.5%	44%

※1:日常生活の中で捉えられる緑の量として、特定方法で 撮影した写真の中に占める緑(樹木や草地)の割合。

※2:本計画策定における市民アンケート調査(平成27年度実施)の中で、「駅前など人が集まる場所での緑」の印象について、「量も質も十分にある」「量は不十分だが質はよい」と答えた人の割合の合計値をもとに設定。



【地点2((都)栗東駅前線)】

【「水と緑と共生する」に関する数値指標】

項目	基準値 (H28)	目標値 (H42)
市内における生きも のの生息状況の把握 及び情報発信*1	2年に1回 以上実施	2年に1回 以上実施 ^(現状維持)
「生きものの生息 場所」の満足度**2	35.4%	40%

※1: 現状取り組まれている生きもの調査について継続的に 行うとともに、その情報をホームページなどで発信 し、生きものに対する意識の啓発につなげる一連の取 組の実施。

※2:本計画策定における市民アンケート調査(平成27年度実施)の中で、「生きものの生息場所」について、「満足している」「やや満足している」と答えた人の割合の合計値をもとに設定。

3章 緑地の配置方針

1 緑の4機能別の配置方針

1-1 環境保全機能の配置方針

(1)優れた自然環境の保全

大気の浄化、気候の緩和、水源かん養*の機能を有し、多様な動植物の生息域となる阿星・金勝連峰の山地・丘陵地を骨格的な緑地として位置づけ、今後とも風致地区*、自然公園区域*、保安林区域*の指定のもとで適切に保全します。

市街地周辺に広がる農地は、山地・丘陵地 と同様、環境資源としての機能を有している ため、無秩序な宅地化を抑制し、適切に保全 します。

恵まれた河川環境や市内に点在するため 池は、環境負荷の軽減に資するだけでなく、 動植物が生息する自然資源であるため、現在 の環境を適切に保全します。なお、野洲川や 草津川などの一級河川については、国や県と 協働で河川空間を利用した親水空間*や散策 路の整備、生物多様性*への配慮を検討しま す。

安養寺山や日向山、名神高速道路沿道の一団の樹林地など本市のほぼ中央に位置する 里山環境は、固有の資源であり、動植物が生息する自然環境であるため、今後とも風致地 区の指定のもとで適切に保全するとともに、 積極的に緑地として活用します。

阿星・金勝連峰の山地や丘陵地、農地、河川環境、安養寺山などの里山の自然環境をはじめ、市街地の公園や街路樹などの緑は、琵琶湖周辺の生態系や生物多様性を育む上で重要であるため、適切に保全・整備します。



(滋賀日産リーフの森 (県民の森))



(市街地に残る農地)



(金勝川)

(2) 快適な生活環境の創造

生け垣や敷地前面の緑化スペースなど、市 民の生活環境を向上する緑化活動を促進し ます。

樹林地や寺社境内地、用水環境など豊かな 自然資源を有する農村集落環境は、快適な生 活環境を創造する貴重な資源として適切に 保全します。

道路空間における街路樹や花々は、市民の快適な生活環境を創造し、動物の移動経路や植物の種子の伝播などに資する資源であるため、道路機能に応じた街路樹や花壇などを積極的に整備します。



(道路沿いの住宅地敷地の緑化)

(3)環境負荷の低減

市街地内で一団の緑を有する公園や児童 遊園*については、周辺の環境負荷を低減さ せる貴重な自然環境として整備及び適切な 維持管理を推進します。

二酸化炭素の排出抑制やヒートアイランド現象*の緩和など、環境負荷への取組みの一環として、大規模なマンションや学校教育施設、工場などを対象として屋上緑化や壁面緑化、街路樹の整備及び適切な維持管理を推進します。

学校教育施設のグラウンドは、環境負荷を 軽減し、防砂機能を有するとともに、健やか な身体づくりの場として適切な維持管理を 推進します。



(店舗敷地の緑化)

1-2 レクリエーション機能の 配置方針

(1) 日常的なレクリエーションの場と なる緑の配置

市街地においては、計画的な市街地整備にあわせて住区基幹公園*を適切に配置するとともに、上鈎公園や中沢公園、栗東健康運動公園の整備を進めることで、比較的大規模な公園が不足する地域においても日常的なレクリエーションの場としての緑の活用ができるように努めます。

市民の日常的な健康増進に資する公園・緑地として、既存の栗東運動公園や栗東健康運動公園、野洲川緑地を位置づけ、整備推進に努めるとともに、新たに運動公園の配置を検討します。

児童遊園*や寺社境内地は、子どもたちの遊び場や市民の最も身近な憩いの場として緑の充実・再整備を検討するとともに、地域主体の維持管理を促します。

平谷球場や大宝テニスコートは、今後とも 市民の身近なスポーツ・レクリエーションの 場として配置します。



(野洲川運動公園)

上鈎公園について

近隣公園*である上鈎公園は、平成 28年に現在の場所へ位置変更が行われています。

旧上鈎公園は、予定されていた区 画整理事業が中止になったことなど によって長期に渡って未整備の状態 でしたが、本市の近隣公園の整備状 況が国・県の目標水準より低いこと や、緑に対する住民のニーズが高い ことを勘案すると、代替公園の整備 が必要となっていました。

このような状況を踏まえ、旧上鈎 公園と同地区内で同等の機能を有す る旧栗東中央広場を、新たな上鈎公 園として位置づけました。今後は、 駐車場の整備など、憩いの場となる ようさらなる整備を行います。



(2) 広域的なレクリエーションの場となる緑の配置

市域を越えた広域的な利用を対象とした 緑地として、阿星・金勝連峰の山頂付近に位 置する滋賀日産リーフの森(県民の森)を位 置づけ、適切な維持管理と更なる利用促進を 図ります。

優れた自然環境と固有の眺望景観を有するこんぜの里バンガロー村や交流センター森遊館は、優れた自然とふれあえる本市を代表するレクリエーションの拠点として周辺を含めた機能向上や更なる利用促進を図ります。

阿星・金勝連峰の山地・丘陵地には、金勝寺をはじめとする優れた固有の歴史・文化資源が点在しているため、ハイキングコースの整備など、本市を代表するレクリエーションの場として活用します。

(3) 緑地のネットワークの形成

市内に流れる葉山川や中ノ井川、金勝川などの優れた河川環境は、本市と琵琶湖をつなぐ貴重な自然資源として位置づけ、国や県と協働で河川空間を利用した親水空間*や散策路の整備、生物多様性*への配慮を検討します。

公園や街路樹、生け垣や緑化スペース、ポケットパークなど、連続した緑のつながり (緑地のネットワーク)を形成します。

(4) 身近に自然とふれあえる緑の配置

栗東自然観察の森は、身近に自然とふれあえる貴重な空間として位置づけ、周辺の恵まれた環境を活かした機能向上や更なる利用促進を図ります。

1-3 防災機能の配置方針

(1) 自然災害の防止

土砂災害特別警戒区域*や砂防指定区域などに指定されている南部の山地・丘陵地は、土砂災害の防止に資する緑地として風致地区*や自然公園区域*、保安林区域*の指定のもとで一体的に保全します。

重要水防区域に指定されている葉山川や 金勝川は、河川の氾濫による水害などを防止 するため、国や県と協働で河川改修を推進す るとともに、上流部における緑地の保全、土 地利用の規制・誘導を行います。

上鈎池や目川池など、市内に点在するため 池は、重要水防ため池として位置づけ、適切 に保全します。

(2) 騒音や排気ガスの拡散防止・緩和

新たに整備を行う道路については、騒音や 排気ガスの市街地への拡散を防止するため、 国や県と協働で街路樹整備を推進します。

市内に点在する大規模な工場は、周囲の環境に与える影響に配慮し、地域環境や労働環境の向上に資する敷地内緑化を推進します。

安養寺山や日向山、名神高速道路沿道の一団の樹林地は、後背の市街地などへの騒音や排気ガスの拡散を防止する貴重な自然資源でもあるため、特に市街地や公園の拡大においては適切に樹林地の保全に努めます。

(3) 災害に強い都市整備の推進

地震や火災などの災害時における避難場 所となる比較的規模の大きな公園・緑地の整備を推進するとともに、緑量を充実します。

既存の公園・緑地や学校教育施設は、緑化 推進により、地震や火災などの災害時の避難 場所としての安全性を確保します。

草津川跡地に新たに整備された草津川防 災ステーションについては、通常時は地域の レクリエーションの場として、災害時は災害 対策の拠点などとして利用できるように整 備を推進します。

災害における安全な避難路の確保や延焼の防止のため、(都)*上鈎志那中線など物資運搬などに供する緊急輸送道路を中心に街路樹の整備を推進します。

住宅地などの民有地の緑化は、日照や通風の確保など生活環境を高めるだけでなく、災害時の避難空間の確保や延焼の防止の機能を有するため、敷地周囲の緑化を積極的に推進します。

草津川防災ステーションについて

草津川防災ステーションは、草津川 放水路事業で河川改修に併せて本市 と草津市にまたがる地域に整備され ました。

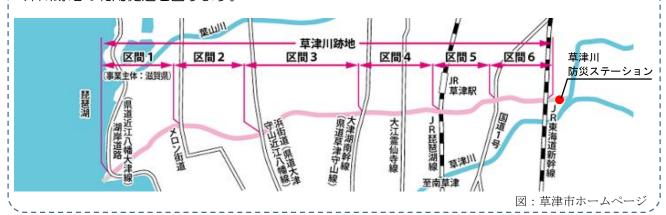
水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄や、資材の搬出入や周辺住民の避難場所など防災対策の拠点として活用するとともに、通常時は地域のレクリエーションの場として利用されています。



(草津川防災ステーション)

草津川跡地(区間6)について ._.

平成 14 年に草津川放水路(新草津川)に通水が開始され、旧草津川が廃川となったことにともない、草津川跡地(全長約 7.0km)を活用した公園などの整備が行われています。区間6には、本市の岡・新屋敷地区が含まれており、「草津川跡地(区間 6)活用検討懇話会」で当該区間の土地利活用や道路交通形態について検討が行われました。今後も関係機関と調整し、草津川跡地の利用促進を図ります。



1-4 景観構成機能の配置方針

(1) 固有の自然景観の保全

近景となる一団の農地、中景から遠景となる阿星・金勝連峰の山並みなどの自然景観は、今後とも風致地区*や自然公園区域*、保安林区域*、農用地区域*の指定のもと、無秩序な開発の抑制、耕作放棄地や山肌露出の防止などに努めます。

葉山川や中ノ井川などの河川景観は、恵まれた河川環境を印象づける重要な自然景観であるため、美化活動などにより、適切な保全・管理に努めます。

(2) 地域のランドマークの保全・整備

安養寺山や日向山などの里山は、市街地内の通りや東海道から遠方にそびえる姿を眺めることができる独特の道路景観を構成する緑であるため、風致地区の指定のもとで適切に保全します。

大宝公園や高野公園など、地域のランドマーク*となる貴重な緑は、今後とも適切に保全するとともに、身近な児童遊園*や住区基幹公園*の緑化推進に努めます。

大宝神社や菌神社など、農村集落の集落形態においてアクセントとなる貴重な緑は、地域住民主体の維持管理のもと適切に保全します。

特に、天然記念物に指定される樹木など、 地域のランドマークとなる巨木・名木は、文 化財や景観重要樹木への指定により、適切に 保全します。

JRA栗東トレーニング・センターは、周囲の恵まれた自然環境と調和したランドマーク的な緑を形成しているため、周囲の樹林地を適切に保全します。

東海道や中山道は、本市の貴重な歴史・文 化資源であるため、生け垣の整備や歴史的雰 囲気を感じる松の植樹などにより、歴史と緑 が調和した緑化推進の維持・啓発に努めます。



(大宝神社)

(3)優れた市街地景観の整備

栗東駅前周辺、手原・安養寺市街地周辺は、 駅前広場や道路空間だけでなく、民有地を含めて一体的に緑化を推進するとともに、公園・緑地やポケットパークの整備などにより、 心やすらぐ市街地景観づくりに努めます。

特に、「環境・産業拠点」は、今後更なる環境・産業関連施設の集積、産業交流による 人々の交流を促すエリアであるため、この中に位置する上鈎公園ではこれに相応しい緑を整備します。

国道1号や国道8号などの幹線道路は、敷 地前面の緑化などにより、洗練された緑豊か な固有の沿道景観の形成に取り組みます。



(上鈎公園)

(4) 眺望景観の保全・整備

安養寺山や日向山などの里山、阿星・金勝連峰の山並みは、本市全体を俯瞰*(ふかん)できる視点場であるため、眺望の前景となる周囲の自然環境や視対象となる農地・里山環境を適切に保全します。

(主)*栗東信楽線など、優れた自然環境を 眺望できる幹線道路を重要な視点場として 位置づけ、眺望の前景となる道路空間の緑化 の推進、視対象となる自然環境の保全に努め ます。



(阿星・金勝連峰)

2 施設緑地の整備・配置方針

2-1 都市公園

(1) 住区基幹公園*

◆街区公園*

街区公園*については、現状の公園の維持に努めることとしますが、本市を取り巻く社会情勢の変化や都市計画マスタープラン*などの上位計画の改定により新たな街区公園が必要となった場合は、現状の公園の誘致圏や市民の意向などを踏まえ、整備推進に努めます。

街区公園を配置する際は、市街地に生活する地域住民の身近な憩いの場となるよう、将来の土地利用計画をもとに、誘致圏、国道1号や国道8号、東海道新幹線などの分断要素を考慮して適切に配置します。

既設公園のうち、遊具や施設の老朽化、住 民のニーズに合わないなど、改善を要するも のについては再整備を進めていきます。

◆近隣公園*

近隣公園*については、未着手・未整備となっている中沢公園(1.0ha)について、市民の意見を反映しながら防災機能やレクリエーション機能などを備えた比較的規模の大きな公園として適切な整備推進に努めます。

上鈎公園については、都市計画マスタープランなどの上位計画を踏まえ、環境・産業拠点の緑豊かな交流空間の場として機能充実に努めます。

一部供用されている大宝公園と高野公園 については、地域のシンボルとなる公園として、地域住民のニーズを踏まえながら未整備 部分の整備推進に努めます。

既設公園のうち、遊具や施設の老朽化、住 民のニーズに合わないなど、改善を要するも のについては、地域住民の意見を取り入れな がら再整備を進めていきます。

中沢公園(平八池)について .___

中沢公園(平八池)は、現在農業用ため池として利用されていますが、受益地の減少や施設の老朽化などが進行しており、ため池環境を保全しつつ貴重な水辺空間を市民の憩いの場として活用していくことが求められています。

しかし未着手・未整備の状況が続いている ため、農業利用や防災などの機能確保を踏ま えつつ、地域住民の意見を取り入れながら、 多様なレクリエーション機能を備えた近隣公 園として整備推進に努めます。



(中沢公園(平八池))

(2)都市基幹公園*

◆総合公園*

総合公園*については、一部供用されている栗東健康運動公園(12.3ha)について、既存の樹林地や経堂池などの水辺空間を活用し、市民のレクリエーションや運動の場として総合的に利用できる公園として適切な整備推進に努めます。

具体的な整備については、市民の意向を踏まえつつ計画的・段階的な整備推進に努めます。

◆運動公園*

運動公園*については、将来、市街化区域に 新たな運動公園 (7.4ha) を配置し、恵まれ た緑豊かな環境のもとで多様なスポーツ活 動ができるよう適切な整備推進に努めます。

栗東運動公園については、安養寺山を背景 として緑豊かなスポーツ活動の拠点として 適切な維持管理に努めることとします。

具体的な整備については、市民の意向を踏まえつつ計画的・段階的な整備推進に努めます。

(3) 緑地

緑地については、現状の維持に努めること としますが、本市を取り巻く社会情勢の変化 や都市計画マスタープラン*などの上位計画 の改定により新たな緑地の整備が必要となった場合は、市民の意向などを踏まえ、整備 推進に努めます。

野洲川の広大な河川敷に整備されている 野洲川緑地は、国や県、近隣市と連携しつつ、 優れた自然に気軽に触れ合える憩いの空間 として維持管理に努めます。

その他の緑地は、良好な都市環境の形成を 目的として樹林の保全に努めます。

栗東健康運動公園について _____

栗東健康運動公園は、現在、一部供用され (0.9ha)、運動公園として利用されています が、都市計画決定されている大部分(11.4ha) が未整備となっています。

このため、既存の樹林地や経堂池などの水 辺空間を活用しつつ、地域住民の意見を取り 入れながら、レクリエーションや運動など、総 合的に利用できる公園として整備推進に努め ます。



(栗東健康運動公園)

2-2 公共施設緑地*

(1) 公園・緑地に準じる機能を持つ施設

◆児童遊園*

開発行為などに伴い整備される児童遊園* については、地域の実情を踏まえ、身近な憩 いの場となる街区公園*の機能を補完する緑 地として適切な整備促進に努めます。

小規模な開発による狭小な公園などについては、近接する児童遊園の統合・再整備や、 隣接する空き地の併合など、地域住民が利用 しやすい公園整備に向けて柔軟な取組みを 推進します。



(サークルコート公園)

◆運動場等

運動場や球場については、現状の維持に努めることとしますが、本市を取り巻く社会情勢の変化や都市計画マスタープラン*などの上位計画の改定により新たな運動場などが必要となった場合は、現状の土地利用や市民の意向などを踏まえ、都市公園に準じる機能を有する場として整備推進に努めます。

平谷球場や十里グラウンドは、今後とも市 民の身近なスポーツ活動、レクリエーション 活動の場として維持管理に努めます。

市街地内にある大宝テニスコートは、地域 住民の日常的なスポーツ活動のための施設 として維持管理に努めます。

◆その他の緑地

栗東自然観察の森や滋賀日産リーフの森 (県民の森)については、都市公園に準じる 機能を有し、市民の多様なレクリエーション 活動の場、身近に自然環境を体験できる場と して現状の維持に努めます。

市街地に隣接する安養寺山の山裾に位置する栗東自然観察の森は、優れた自然環境を体験でき、学習できる貴重な空間として維持管理に努めます。

滋賀日産リーフの森 (県民の森) は、阿星・ 金勝連峰の山並みと調和した優れた自然環境のもと、多様なレクリエーション活動の場として維持管理に努めます。

(2) 公共公益施設における植栽地等

◆公共公益施設

市役所庁舎や栗東芸術文化会館さきらなどの公共公益施設は、多くの市民に緑化の意義や素晴らしさなどが伝わるよう、先導的な緑化に努めます。

小学校、中学校、高校などの学校教育施設は、グラウンドや周囲の植栽地などを緑地として位置づけ、花壇の整備や樹木の植樹、プランターの設置などにより緑量の増加に努めます。

学校教育施設の緑化活動においては、地域 住民と協力しあいながらグリーンカーテン* や花植え活動の実践に取り組むなど、緑豊か な教育環境の実現に努めます。

◆公共空地 (街路樹)

主要な幹線道路や観光地をつなぐ道路、公園・緑地や各種施設をつなぐ重要な道路は、地域住民の意見や地域の個性を活かしながら街路樹の整備推進に努めます。

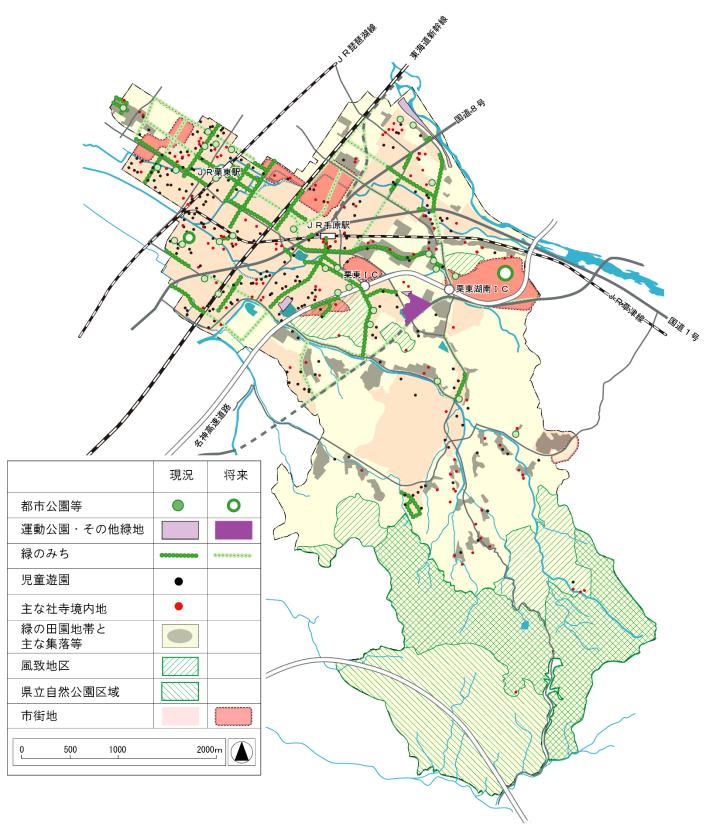
市民の日常生活に利用される路線は、花や緑に対する地域住民の意識啓発を図りながら、街路樹間の低木を花に変えるなど、地域独自の取り組みを支援し、個性ある道路空間の創出に努めます。



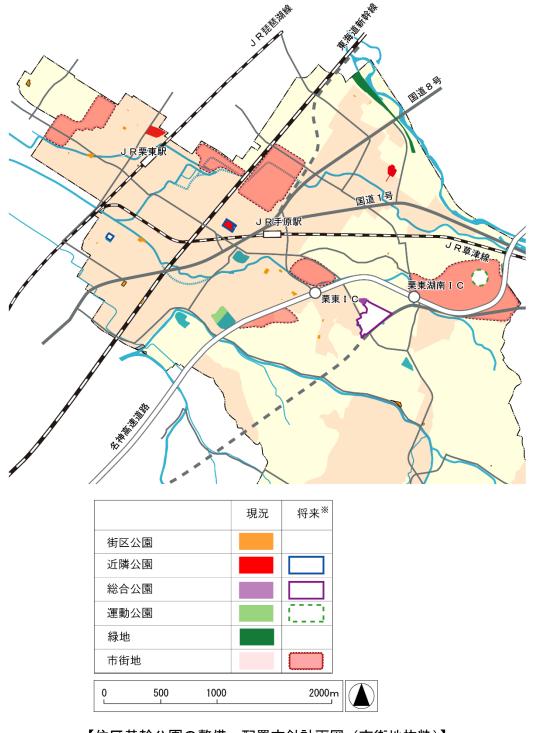
(市役所前のいちょう並木)

(3) 民間施設緑地(寺社境内地)

概ね市域全域に点在する神社 38 箇所、寺院 93 箇所、合計 131 箇所 (18.06ha) を民間施設緑地として位置づけ、地域が主体となった維持管理のもと、地域の憩いの場としての活用、所有者の保存意識の向上を図りながら緑の保全、育成に努めます。



【公園・緑地等の整備・配置方針計画図】



【住区基幹公園の整備・配置方針計画図(市街地抜粋)】

※既に整備されているが、今後さらに整備を推進する公園を含む。

3 地域制緑地の配置方針

3-1 風致地区*

風致地区*は、良好な自然景観を形成する 区域のうち、都市の土地利用計画において都 市環境の保全を図るために風致の維持が必 要な区域について指定します。

市街地に隣接・近接し、市街地からの眺望 景観のシンボルとなる安養寺山風致地区、上 砥山風致地区、日向山風致地区は、今後とも 本市固有の里山環境を保全する風致地区と して配置します。

阿星金勝風致地区は、眺望確保、優れた動植物・植生の保全、水源かん養*の機能保全などを目的とした風致地区として配置します。

3-3 生産緑地地区

生産緑地は、市街化区域内の農地などを計画的に保全し、将来的に公園などの整備を行い、良好な都市環境の実現を図ることを目的として指定する制度であるため、社会経済情勢や本市の財政状況、農地など所有者の営農意向を把握した上で、必要に応じて検討を行います。

市街化区域内の農地は、面整備などによる計画的な市街地整備に合わせて公園・緑地として整備することが想定されますが、計画的な市街地整備が行われるまでは、多面的機能を有する貴重な農地として保全を図るとともに、体験学習の場としての活用を検討し、緑やオープンスペース*の確保に努めます。

3-2 自然公園区域*

自然公園区域*は、優れた自然の風景地を 形成する区域として、利用の増進、国民の保 健、休養・教化の効果を高めることを目的と して指定します。

阿星・金勝連峰を中心として三上田上信楽 県立自然公園区域を配置し、隣接市町との連 携のもと一体的な維持・管理に努めます。

3-4 緑地協定*

緑地協定*は、地域で協力しながら積極的な緑化を推進する緑地として、また、市街地の優れた緑化拠点として積極的な締結を促します。

現在、緑地協定を締結している地区については、今後も継続して計画的な緑化を推進し、 緑豊かな生活環境、景観の形成を促します。

4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1 施策の体系

基本理念として定めた「心やすらぐ空間とやさしい人を育む、水と緑の風格づくり」のもと、緑の将来像を実現するため、市民・事業者による自発的な取組みとともに、市は、地域の都市計画行政の担い手として自然的条件や社会的条件に応じた細やかな施策を推進することが必要となります。

本章では、本市が目指す基本理念・将来像・ 基本方針の実現に向けて、施策の体系と、施 策、各主体(市民・事業者・市)の具体的な 取組みを示します。



【施策の体系図】

2 各主体の具体的な取組内容

基本方針① 水と緑を楽しむ

施策の方向性 1 緑化意識の啓発・緑化活動の支援

水と緑の風格づくりを推進するには、市民や事業者一人ひとりの「緑に対する関心」を高めることが重要となります。このため、緑化に関する周知・啓発行事の推進や緑化支援体制などを充実させることで、市民や事業者の緑に関する意識や取組意欲を高めます。

1 緑化に関する周知・啓発行事の推進

- ・緑に関するイベントの開催や緑の募金、都市緑化月間の導入などにより、身近な樹木 や草花など、緑に対する関心や愛着を育みます。
- ・市が管理する都市公園などを、緑に関するイベントや緑化活動の場として市民や事業者に提供することで、地域の積極的な緑化活動を促します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

- ・緑化に関するイベントや講演会への参加
- ・都市公園などを活用した緑に関するイベントの開催や緑化活動の実践

◆市

- ・緑化に関するイベント・講演会の開催
- ・イベントや緑化活動の場の提供
- ・都市緑化月間の導入検討



(ガーデニング講座の様子)

2 緑化の表彰制度の導入

・優れた緑化を行う個人や団体、事業者などを表彰する制度の導入により、積極的な緑化 活動を促します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市

・緑化に関する表彰制度の導入検討

3 緑に関する情報提供の徹底

- ・他自治体の緑化事例や市内の緑に関する取組みの内容をホームページや広報誌、パンフレットなどで発信し、市民や事業者に緑に関する情報を提供します。
- ・「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に関連する情報や、市と琵琶湖のつながりなど について積極的に情報提供し、琵琶湖の保全及び再生に関する意識の醸成を図ります。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

・緑に関する情報収集

◆事業者

・ホームページなどを利用した緑化活動 などの取組情報の発進・情報収集

◆市

ホームページや広報誌などを利用した 緑に関する情報の提供

🥞 平成24年10月8日 コミュニティガーデンづくり

10月8日に「堂々りっとうみいちょうまつり」が開催され、たこ公園でも様々な催しが行われました。 午前中に行われたコミュニティガーデンづくりは地域が外より30人以上の方が来て下さり、色鮮や かな草花や、香り豊かなハーブなどをみんなで植えていき、スポットガーデンを完成させました。 もちろんこれで終わりではなく、このガーデンを守っていくとともに、公園全体、そして安養寺全体 が心安らく嬉しの空間となるよう。今後も活動を行っていきます。



(栗東市ホームページ内での情報発信)

琵琶湖の保全及び再生に関する法律について

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図るとともに、近畿圏住民の健康な生活環境の保持、自然と共生する社会の実現を目指し、平成27年9月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行されました。

本市は琵琶湖に面していませんが、野洲川や草津川など、琵琶湖につながる河川を有していることや、琵琶湖からの緑のつながりを保全する必要があることから、市域

に留まらず、琵琶湖への意識・配慮など、 広域的な視点を含めて緑に関する取組み を進める必要があります。

- ~琵琶湖の保全・再生のために私たちができること~
- ・生きもの調査への参加
- 森づくりに関するイベントなどへの参加
- ・外来動植物を持ち込まない、捨てない
- ・環境に配慮した農業の実践
- エコツーリズムへの参加

等

4 緑化支援体制の充実

・生け垣だけでなく、その他の緑化の取組みに関しても柔軟に利用できる緑化支援制度 を検討することで、市域の緑化に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

緑化支援制度の利用促進

◆市

新規緑化支援制度の導入検討

施策の方向性2 協働による緑の維持管理

緑豊かな都市環境を継続的に維持し、保全していくには、市民・事業者・市などがそれぞれの役割を踏まえ、協働して取組みを実践していくことが重要となります。このため、公園や緑地の花や樹木の手入れや、街路樹の整備などを市民・事業者・市が一体となって行っていく維持管理体制を構築するとともに、ごみの不法投棄に対する管理・監視体制の強化を図ります。

5 協働による緑の維持管理体制の構築

- ・各主体が一体となって緑の維持管理に取り組むことができるよう、各主体の連携マニュアルの作成の検討や情報公開などにより、協働による緑の維持管理体制の構築に努めます。
- ・身近な公園について、市民や事業者が里親として緑の維持管理を実施し、市はその活動 の支援を行う里親制度の導入を検討します。
- ・ボランティア制度(りっとう美知メセナ*)などを活用した街路樹の維持管理に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

- ・市と協働した身近な公園の維持管理
- ・歩道や車道に落ちた街路樹の落ち葉の掃除

◆事業者

・市と協働した身近な公園や街路樹の維持管 理

◆市

- ・各主体の役割を明確にし、一体となって緑の 維持管理に取り組むことができる体制の構 築検討
- ・身近な公園・緑地に対する里親制度の導入検 討
- ・主要な幹線道路の沿道において街路樹の維 持管理を行うボランティア制度の推進



(りっとう美知メセナの活動様子)

6 緑の管理・監視体制の強化

・公共公益施設や公園、児童遊園*の緑のパトロールを行い、安全性を損ねる緑やごみの不法投棄に対する管理・監視体制の強化に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

・身近な公園や児童遊園における、緑のパトロールなどへの参加

◆市

・公園や緑地における緑やごみの不法投棄などの管理・監視体制の強化

施策の方向性3 "緑"、のシンボルづくり

水と緑の風格づくりを推進するには、「緑に対する愛着」を育むことも重要です。このため、巨木・名木や身近な公園など、地域のシンボルとなる "緑"を整え、市民の身近な緑化意識の啓発や地域の緑に対する愛着を育みます。

7 巨木・名木の保全

・地域のシンボルとなり得る巨木・名木については天然記念物や景観重要樹木への指定 を検討するなど、巨木・名木の保全に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

・敷地内の巨木や名木の保全推進

◆市

・天然記念物や景観重要樹木の指定検討



(大宝神社のクスノキの巨木)

8 地域のシンボルとなる "緑"の整備

・安養寺地区における栗東第三児童公園(たこ公園)をシンボルとした緑化活動など、身近な公園や巨木・名木、景観などをシンボルとした地域の緑づくりに関する情報提供や取組みの支援に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

- ・地域のシンボルとなる身近な公園や景観づくりへの参加
- ・敷地内の巨木や名木の保全推進(再掲)

◆事業者

・地域のシンボルとなる身近な公園や景観づくりへの参加

◆市

・身近な公園や巨木・名木、景観などをシンボルとした緑づくりの推進

基本方針② 水と緑をまもる

施策の方向性4 森林の保全・活用

多様な動植物が生息・生育する緑豊かな山地・丘陵地は、広域的な緑地として位置づけ、近隣市と連携を図りながら適切に保全するとともに、豊かな緑にふれあえる場としての活用を図ります。

9 阿星・金勝連峰の山並みや安養寺山などの里山*環境の保全

- ・今後も継続して保全林の管理や林道の整備などを実施し、適切な森林整備に努めます。
- ・今後も継続して市民や事業者と連携した森づくり活動の情報発信や支援に努めます。
- ・ボランティアによる林道のごみ拾いやパトロールなどの活動支援に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

- ・ 私有林の適切な維持管理の促進
- ・森づくり活動への参加
- ・森林内のごみ拾いやパトロールなどボラン ティア活動への参加

◆市

- ・森林の整備推進
- 林道の整備推進
- ・森づくり活動の推進
- ・林道のごみ拾いやパトロール活動の推進



(整備の行き届いた森林)

10 森林・里山環境の活用

・今後も継続して栗東自然観察の森を活用した体験学習や林業体験などを実施することにより、森林・里山*環境の活用に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民·事業者

・栗東自然観察の森など、森林や里山を利用 したイベントなどへの参加

- ・栗東自然観察の森の活用推進
- 林業整備体験の推進



(林業体験の様子)

施策の方向性5 農地の保全・活用

安養寺山の南側や日向山周辺に広がる農地は、農村景観を構成する緑地として位置づけ、計画的な土地利用のもと適切に保全するとともに、活用を図ります。また、市街地内の農地については、防災機能や生きものの生息場となる機能、癒しや安らぎを与える機能など、多面的機能を有する貴重な緑として適切に保全を図ります。

● 11 農地の保全

- ・圃場整備事業、かんがい排水事業などの支援制度を活用し、基盤整備を推進します。
- ・都市農業振興基本法に基づき、都市農地の有効活用や適切な保全に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

・所有する田園の適切な維持管理

◆市

- ・ 基盤整備の推進
- ・都市農地の有効活用及び適切な保全



(農地)

● 12 田園環境の保全・活用

- ・今後も田園環境が有する多様な機能(農産物の供給、災害時の防災空間、景観形成、生物多様性*の保全、体験学習の場の提供等)の保全・活用に努めます。
- ・多面的機能支払制度*や中山間地域等直接支払制度*、環境保全型農業直接支払制度*などの活用を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に努めます。
- ・ため池や用水路などの施設補修や維持管理に対する支援制度などを活用し、ため池や 用水路の補修・維持管理の推進に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

- ・農業体験への参加
- ・農地法面や水路など、田園環境を保全する ための共同活動の促進
- ・ため池や用水路の補修・維持管理

- 農業体験の推進
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進
- ため池や用水路の補修・維持管理の推進



(農業体験の様子)

施策の方向性 6 河川環境の保全・活用

本市の骨格となる野洲川、草津川をはじめ、市内を流れる河川を琵琶湖や本市の都市環境にうるおいを与える重要な資源として位置づけ、適切に保全するとともに、活用を図ります。

13 野洲川や葉山川など、身近な河川環境の保全

- ・今後も継続して河川美化活動を実施し、身近な河川環境の保全に努めます。
- ・河川改修時には、河川への汚濁負荷の流出抑制に努めます。
- ・指標生物を利用した水質調査など、河川環境を活用した体験学習と併せた保全に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

・河川の美化活動や体験学習などへの参加

◆市

・河川の保全活動の推進



(野洲川運動公園の河畔林)

施策の方向性 7 水と緑の景観の保全

安養寺山や日向山などの里山*や農地を本市の都市環境に潤いを与える農村景観として位置づけ、農村 景観に対する関心や愛着を高めることで保全を図ります。

14 里山、農地などが織り成す農村景観の保全

・将来に伝えたい農村やふるさとの写真や絵画の募集、展示などを通じて、農村景観に対する関心や愛着を育みます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

・農村・ふるさと景観写真、絵画コンテストへの参加

◆市

・農村・ふるさと景観写真、絵画コンテストの開催



施策の方向性8 環境教育の積極的な推進

本市が有する山地・丘陵地、田園、河川など、豊かな自然環境を次世代に残すために、将来を担う子どもたちへの環境教育を積極的に推進します。

15 自然を大切にする心の教育の推進

- ・市の豊かな自然とふれあえる栗東自然観察の森や田園などを活用した環境教育を進め、 自然を大切にする心の育成に努めます。
- ・水生生物調査や栗東自然観察の森を活用した観察会の開催などを通じて、生きものを 大切にする心の育成に努めます。
- ・PTAや地域住民と協働した花壇づくりや緑化など、地域と協働した緑化活動の推進 に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

- ・農林業体験への参加
- ・生きもの観察会や調査への参加
- ・学校と協働した緑化活動の推進

- ・栗東自然観察の森の活用 (再掲)
- ・体験学習の推進
- ・生きもの観察会・調査の実施
- ・地域と協働した緑化活動の推進



(自然観察の様子)



(花壇づくりの様子)



(体験学習の様子)

基本方針③ 水と緑を整える

施策の方向性9 公園・緑地の整備

公園・緑地の緑は、利用者の憩いの場となるだけでなく、動植物の生息・生育場所や自然とのふれあいの場、防災機能など、多様な機能を有しています。公園・緑地の緑を保全するために、未着手や未整備となっている都市公園の整備や、既存公園の整備、機能の拡充を推進します。

16 都市公園の整備・維持管理推進

- ・駐車場の整備や遊具の設置など、上鈎公園の整備、機能の充実に努めます。
- ・中沢公園や栗東健康運動公園など、未着手や未整備、整備が進んでいない都市公園の整備に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市

- ・上鈎公園の整備、機能の充実
- ・中沢公園、栗東健康運動公園などの整備推進

17 既存の公園・緑地のリニューアル

・既存の公園・緑地において、樹木や草花の植栽による緑の質・量の向上や、遊具などの 老朽化への対策を実施することで、公園・緑地の量や質の向上、安全対策の強化に努め ます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

・身近な公園などにおける緑化活動や維持管理

◆市

・既存の公園・緑地の、緑の質・量の向上及び安全対策の強化

18 防災公園などの整備、機能の拡充

- ・ため池を活用した公園の整備など、防災機能を有する公園の整備に努めます。
- ・公園外周の緑化、防災施設の整備など、既存公園・緑地の防災機能の拡充を検討します。

【各主体の具体的な取組内容】

- ・防災公園*の整備推進
- ・防災機能の拡充の検討

施策の方向性 10 公共公益施設の緑化

市役所庁舎をはじめとする公共公益施設は、市民が日常的に訪れ、市民の主体的な活動拠点となる場所であるため、都市緑化を先導的に推進するとともに、市民の緑化意識の高揚を図ります。

19 公共公益施設などの緑化推進

- ・グリーンカーテン*や花壇などの整備を通じて、公共公益施設や学校・園内敷地の積極的な緑化に努めます。
- ・公共公益施設の敷地を市民や事業者のコミュニティガーデン*などの場として提供することを検討します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民·事業者

・公共公益施設など敷地を活用した緑化活動への参加

- ・公共公益施設など敷地内緑化の推進
- ・学校・園内敷地の積極的な緑化推進
- ・コミュニティガーデンなどの場の提供



(市役所駐車場敷地内にある コミュニティガーデン)



(プランターへの花植え)



(市役所駐車場敷地内にある 空スペースを活用した緑化)

施策の方向性 11 住宅地の緑化

住宅地の緑は、地域住民の最も身近にある緑として心にやすらぎや潤いを与えるとともに、住宅地全体の緑豊かな景観形成につながるため、市民が主体となった積極的な緑化を推進します。

20 住宅地、集落地の緑化推進

- ・花と緑のガーデン事業*や緑化に関する支援制度、緑化事例の情報発信などを通じて、 住宅敷地の緑化を促します。
- ・生け垣だけでなく、その他の緑化の取組みに関しても柔軟に利用できる緑化支援制度 を検討することで、市民の緑化活動の支援に努めます。
- ・地区計画の策定や緑地協定*の締結などを通じて住宅地の緑の保全・創出に努めます。
- ・地域の空地などを利用したコミュニティガーデン*づくりを推進します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

- ・敷地内の緑化促進
- ・コミュニティガーデン活動への参加

- ・敷地の緑化推進
- ・新規緑化支援制度の導入の検討(再掲)
- 地区計画や緑地協定の活用
- コミュニティガーデンの推進



(住宅敷地のわずかなスペースを活 用した緑化例)



(緑豊かな住宅地の例)

施策の方向性 12 商業地の緑化

商業地の緑は地区のイメージアップにつながり、多くの人を引きつける魅力となります。特に、国道 1号や8号の沿道などの商業施設は、幹線道路の景観形成においても重要な役割を果たしているため、 積極的な緑化を推進します。

21 商業・業務施設の緑化推進

- ・花植替え事業や緑化に関する支援制度などの情報発信を通じて、商店街通りの緑化を 促します。
- ・緑化に関する取組みの情報発信などにより、事業所や敷地内の緑化を促します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆事業者

- ・商店街通りの緑化促進
- 店舗や事業所の敷地内の緑化促進

◆市

- ・商店街通りの緑化の推進
- ・事業所や敷地内の緑化の推進



(業務施設の緑化例)

施策の方向性 13 工業地の緑化

工場地の緑は、騒音や環境汚染などの環境負荷の低減や地域環境の向上、働く人にやすらぎや潤いを与えるなどの効果が期待されるため、積極的な緑化を推進します。

22 工場地などの緑化推進

・緑化に関する取組みなどの情報発信や工場立地法に基づく緑地面積率の規制などにより、敷地内の緑化を促します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆事業者

工場敷地や駐車場の緑化促進

◆市

・工場地などの緑化推進



(工場駐車場の緑化例)

施策の方向性 14 地域・事業者が主体の公園などの運営・管理

街区公園*や児童遊園*など、地域住民の身近な憩いの場となる公園や緑地は、防犯や不審者対策に配慮しつつ、地域や事業者が主体となった維持管理を推進します。

◆ 23 指定管理者による公園の運営・管理の促進

・身近な公園について、指定管理者制度を活用した運営・管理を検討します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市

・指定管理者による公園の運営・管理の検討

24 地域が主体となった公園などの維持管理の推進

- ・栗東市自治会みんなの広場等設置事業などにより、地域が主体となって行う公園など の維持管理活動を支援します。
- ・身近な公園などについて、市民や事業者が里親として緑の維持管理を実施し、市はその 活動の支援を行う里親制度の導入を検討します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

・身近な公園などにおける緑化活動や維持管理(再掲)

◆市

- ・地域が主体となった公園などの維持管理の取組へ の支援
- ・身近な公園・緑地に対する里親制度の導入検討(再 掲)



(上砥山児童遊園)

25 身近な憩いの場の安全性の確保

- ・栗東市児童遊園遊具設置補助などにより、地域が主体となった公園の遊具などの点検・ 修繕を支援します。
- ・定期的に砂場などの殺菌を行うことで身近な公園の 安全性を確保します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

・身近な公園における遊具などの点検・修繕

- ・地域が主体となった遊具などの点検・修繕の支援
- ・公園施設の点検や砂場の殺菌の推進



(砂場殺菌作業の様子)

施策の方向性 15 地域資源の整備・活用

豊かな自然環境やこれらの自然を背景とする農村集落や歴史街道、親水空間*などは、市を特徴づける重要な地域景観として、適切な整備や活用を推進します。

26 優れた自然や景観などの保全・活用

- ・優れた自然景観を有する場所や歴史街道を活用したイベントなどを開催することで地域資源への関心を高め、愛着を育みます。
- ・景観まちづくり活動を行う市民団体などの認定や支援を行い、景観の保全を推進します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

- ・地域資源を活用したイベントなどへの参加
- ・景観まちづくり活動への参加

◆市

- ・地域資源を活用したイベントなどの開催
- ・景観まちづくり市民団体などの認定・支援



(花と緑のガーデン事業*による景観まちづくり)

27 ポケットパーク、親水空間の整備

・河川整備などで発生する残地を親水空間として整備するなど、ポケットパークや親水 空間の整備推進に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

・ポケットパークや親水空間の維持管理

◆市

・ポケットパーク、親水空間の整備推進



(親水空間(下鈎甲自治会の水車))

施策の方向性 16 水と緑の拠点整備

栗東駅前周辺や手原・安養寺の市街地など市の顔となる拠点や地域のシンボルとなる社寺境内地は、 計画的に緑の整備や保全・活用を図ります。

28 顔となる緑の拠点の整備推進

- ・駅前広場に整備された緑の維持管理を推進します。
- ・プランターやコンテナ樹木などの設置により、駅前空間の緑化を推進します。
- ・プランターの設置や鉄道線路脇の緑化などにより、鉄道周辺市街地の緑化を推進します

【各主体の具体的な取組内容】

◆市

- ・駅前空間における緑化推進
- ・鉄道周辺市街地の緑化推進



(緑豊かな栗東駅前広場)

29 寺社境内地の整備・活用

- ・ワークショップの開催や保全活動の支援など、地域と協働した鎮守の森の保全に努めます。
- ・地域のシンボルとなり得る巨木・名木については、天然記念物や景観重要樹木への指定 を検討するなど、巨木・名木の保全に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

- ・鎮守の森などの保全活動への参加
- ・敷地内の巨木や名木の保全(再掲)

- ・地域と連携した保全・活用の検討
- 天然記念物や景観重要樹木 の指定検討(再掲)



(緑豊かな神社 (菌神社))

基本方針⑤ 水と緑と共生する

施策の方向性 17 ヒートアイランド対策の実施

市街地の緑は、人々にやすらぎや潤いを与えるだけでなく、都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示すヒートアイランド現象*の緩和にもつながるため、街路樹の整備や建物の壁面や屋上などの緑化により、ヒートアイランドの緩和を図ります。

30 市街地内の緑地のネットワーク化

・街路樹や緑地帯の整備によって緑地のつながりを増やし、日陰の形成や蒸散機能の向上による道路空間の温熱環境緩和を図ります。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市

- ・街路樹や緑地帯などの整備推進
- ・建物の壁面や屋上の緑化推進



(緑豊かな歩道)

31 壁面緑化、屋上緑化の推進

・壁面緑化、屋上緑化などの取組みに関する情報発信や啓発により、市民や事業者の緑化 活動を促します。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

- ・壁面緑化や屋上緑化などの緑化促進
- ・グリーンカーテン*の実践

- ・建物の壁面や屋上の緑化
- グリーンカーテンの推進



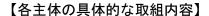
(グリーンカーテンの例(金勝児童館))

施策の方向性 18 生態系ネットワークの保全

生物多様性*の保全や自然環境の保全、生きものの移動空間としての緑の保全など、生態系ネットワーク*の形成や保全を通じて、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

32 緑の調査研究の推進

- ・水生生物の調査や栗東自然観察の森を活用した観察会の開催などにより、生きものの 生息・生育空間の把握や保全に努めます。
- ・大規模な開発事業の実施時は、環境アセスメント*調査などを行い、生きものへの影響に配慮した開発計画を検討します。
- ・特定外来植物の被害報告が発生した場合は、 市の緑を害する恐れのある外来生物*の把 握・駆除に努めます。



◆市民

・生きもの観察会や調査への参加(再掲)

◆市

- ・定期的な生きもの調査の実施
- 外来生物の分布調査の実施
- ・ 希少な動植物の保全



(自然観察の様子)

33 ビオトープ空間の創出

- ・生きものの生育・生息場所となるため池を活用した公園の整備など、ビオトープ*型の公園整備に努めます。
- ・環境保全型農業*を通じてビオトープ空間の創出や生きものへの配慮に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

・生きものに配慮した農業の促進

- ・ビオトープ型の公園整備推進
- ・環境保全型農業の支援



(農業濁水防止の取り組み (透明度 調査の様子))

34 外来生物*駆除や鳥獣被害防止体制の構築

- ・近隣市と連携した啓発の実施など、外来植物対策の検討体制の構築に努めます。
- ・猟友会や地域と協力して鳥獣被害防止体制の構築に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

- ・外来植物対策の検討体制の構築
- ・鳥獣被害防止体制の構築

施策の方向性 19 緑のみちの保全

街路樹や緑地帯など、市街地と郊外部をつなぐ緑のみちの整備・保全を通じて、鳥類などの休憩場所 や隠れ場となる緑の確保に努めます。

35 街路樹や緑地帯などの整備推進

・街路樹や緑地帯の整備を通じて、市街地と郊外部をつなぎ、鳥類などの休憩場所や隠れ場となる緑の確保に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市

・ 街路樹や緑地帯などの整備推進 (再掲)

36 街路樹や緑地帯などの管理に向けた体制構築

・市民や事業者が街路樹や緑地帯などの管理に参加するための体制や、一貫した管理を 推進するための管理の体制構築に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市

街路樹や緑地帯などの管理に向けた体制構築の検討



(街路樹剪定講習会の様子)

37 地域が主体となった緑のみちづくり推進

- ・プランターの設置などによる道路沿線や鉄道沿線の緑化を推進し、緑のみちづくりに 努めます。
- ・市道路愛護活動・美化推進事業などにより、地域が主体となった街路樹の維持管理の取組みを支援します。
- ・ボランティア制度(りっとう美知メセナ*)などを活用した街路樹の維持管理に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民・事業者

- ・道路沿いや鉄道沿線の緑化促進
- 街路樹の維持管理活動への参加

- ・地域が主体となった緑のみちづくりの取組みへの支援
- ・主要な幹線道路の沿道において街路樹の維持管理を行うボランティア制度の推進(再掲)



(プランター設置の様子)

施策の方向性 20 緑由来の資源・エネルギーの循環利用

緑田来の資源やエネルギーの利用、身近な緑の有効活用などを通じて、低炭素で地球環境に優しいまちづくりを推進します。

38 緑由来の資源・エネルギーの利用推進

・公共建築物の整備などにおいては、地域産木材の利用方針に基づき、地域産木材の利用 に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市

・公共公益施設などにおける地域産木材の利用

▶ 39 身近な緑の有効利用の推進

・栗東市環境センターを活用した刈り草などの堆肥化や、堆肥化した肥料の活用などにより、身近な緑由来の資源の有効利用に努めます。

【各主体の具体的な取組内容】

◆市民

・刈り草や落ち葉などを利用した堆肥の 利用など、身近な緑由来の資源の有効 利用促進

◆市

・刈り草や落ち葉などの緑由来の資源利用の 推進



(生ごみや草・剪定枝でできた堆肥)

5章 緑化重点地区

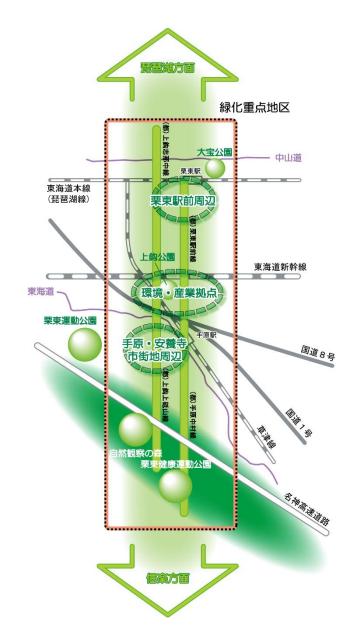
1 緑化重点地区の設定

今後の本格的な高齢社会や環境負荷の少ないまちづくりへの転換、厳しい経済情勢などを踏まえつつ、"風格都市栗東』を実現するためには、市民の生活・文化の拠点となる栗東駅前周辺や手原・安養寺市街地周辺、産業交流による人々の交流を促す環境・産業拠点の3つの地区の魅力を高めるとともに、これらの拠点間の連携を強化し、魅力向上の相乗効果を高めていく必要があります。

また、これらの拠点の周囲には、葉山川や中ノ井川などの恵まれた河川環境、安養寺山などの里山*環境、中山道や東海道、大宝公園・大宝神社などが点在しており、これらの資源を磨き活用した個性ある緑化推進が求められています。

このため、大宝公園や中山道から栗東駅前 周辺、環境・産業拠点、手原・安養寺市街地 周辺、安養寺山などの里山環境までの一体の 区域を緑化重点地区として設定し、市民をは じめ多くの来訪者が心安らぐような、個性あ る積極的な緑化に取り組みます。

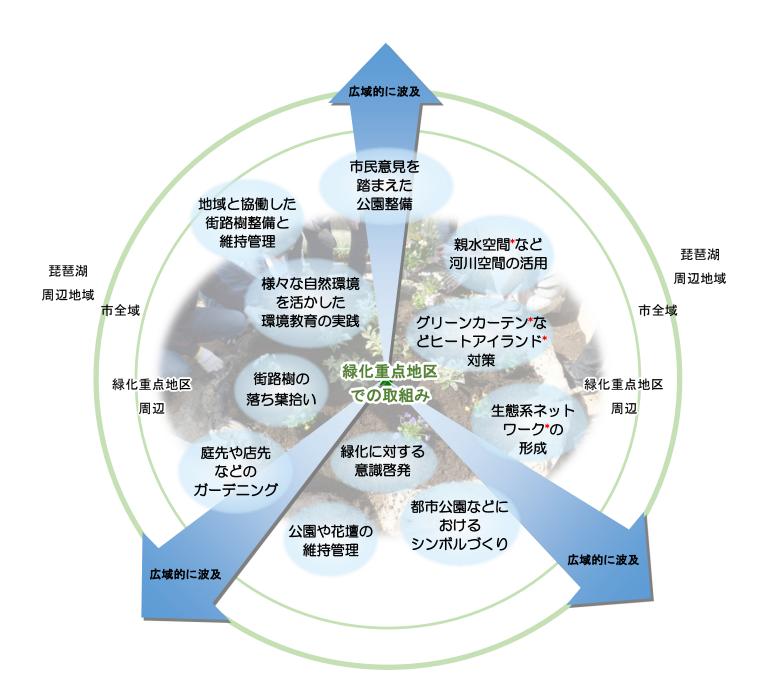
なお、社会経済情勢の変化、計画の熟度、 地域住民の意識の高まりなどに応じて、適切 に緑化重点地区の追加・変更を検討します。



2 緑化重点地区の波及効果

都市公園や駅前広場、公共公益施設などに おける積極的な緑化や一貫したまとまりの ある街路樹の整備、民有地の積極的な緑化な ど、緑化重点地区における緑化推進の取組み を計画的・継続的に実践し、市民の緑化に関 する意識を啓発し、市民主体の緑化活動の取 組みの輪を広げていきます。 緑化重点地区の取組みを全市的に広げ、阿星・金勝連峰や一団の農地、河川環境など優れた自然環境を活かした水と緑のネットワークづくりに取り組みます。

また、緑化重点地区における取組みを踏ま えつつ、新たな緑化支援支援制度の検討・活 用を図りながら、市民主体の緑化活動を広域 的に普及していくこととします。



3 緑化重点地区の現況と課題

◆現況

栗東駅前周辺では、計画的に整備された街 区公園*や(都)*栗東駅前線の街路樹、栗東芸 術文化会館さきらの緑化など、洗練された市 街地景観と調和した個性ある緑が見られま す。

また、栗東駅北側には、中山道や大宝公園・ 大宝神社などのランドマーク*となる固有の 緑が見られます。

手原・安養寺市街地では、街区公園や児童 遊園*など、市民の生活・文化の拠点にふさわ しい緑量のある憩いの場が見られ、安養寺山 をはじめとする里山*環境が隣接しています。

環境・産業拠点は、事業所の立地や連絡道路の整備が順次進められるとともに、地域における身近な憩いの場となる上鈎公園が整備されています。

◆課題

①市民や事業者の緑化意識を啓発すること が必要です。

"風格都市栗東"を目指し、美しく、心やすらぐ快適な都市環境を創造していくためには、市民や事業者が主体となった花や緑の環境づくりが不可欠となります。

このため、花の寄植え講座やガーデニング 講座など実践・体験による緑化意識の高揚や、 広報誌やホームページを活用した緑に関す る情報提供など、継続的な意識啓発に取り組 む必要があります。 ②都市公園や公共公益施設、道路空間などの 積極的な緑化推進が必要です。

市民の緑化意識を啓発するため、都市公園や市役所庁舎、栗東芸術文化会館さきらなどの緑化推進を図るとともに、道路機能に応じた街路樹整備と緑化推進に取り組む必要があります。

身近な憩いの場となる都市公園は、シンボルとなる樹木の植栽や花壇の整備など、地域が主体となって樹種や植栽のパターンを考えながら緑化推進に取り組むことが望まれます。

③身近な住区基幹公園*の整備推進が必要です。

緑化重点地区は計画的な公園整備が進められていますが、近隣公園*において一部未整備となっている施設や、機能の拡充を図る必要のある施設があり、これらの整備を推進することで、重点地区における市民の憩いの場、身近な緑のさらなる充実を図ります。

④自然環境の保全・創出による生態系ネットワーク*の形成が必要です。

安養寺山などの里山環境、市街地周辺に広がる農地、葉山川や中ノ井川などの河川、上 鈎池などのため池は、市街地における生きも のの生息地となる貴重な自然環境であり、これらを保全するとともに、街路樹や住宅の緑などで有機的につなぎ、生態系ネットワーク *(エコロジカルネットワーク)を形成することが望まれます。

4 緑化重点地区のテーマ

緑化重点地区は、琵琶湖から信楽方面の金勝・阿星連峰に至る本市の環境共生軸上に位置し、四季を通じて移り変わる緑の景色や身近に触れることができる木々や草花など、恵まれた自然環境や多様な緑の機能を感じられる貴重な空間であり、心がときめくような花と緑の環境づくりに総合的・計画的に取り組む必要があります。

このため、市民だけでなく多様な人々を迎え入れる本市の中心軸として、心がほっと落ち着き、心ときめく花と緑のまちづくりを緑化重点地区のテーマとして掲げます。



5 基本方針と施策展開方針

緑化重点地区においては、5つの基本方針 を定め、市民・事業者・市が協力して緑化推 進に取組みます。

◆基本方針① 顔となる花と緑づくり

栗東駅前周辺をはじめとする3つの拠点は、都市公園や駅前広場、公共公益施設の緑化推進、沿道の建築物を含む道路空間の積極的な緑化推進により、本市の拠点にふさわしい風格ある花と緑の環境づくりに取り組みます。

◆基本方針② 顔をつなぐ花と緑づくり

3つの拠点をつなぐ(都)*栗東駅前線、(都)上鈎 志那中線、(都)手原中村線、(都)上鈎上砥山線は、 歩きたくなる緑の木陰や楽しみながら通行でき る緑の軸形成を目指し、統一感のある街路樹整備 や樹木間の花壇づくり、沿道の民有地の緑化推進 など、緑豊かな個性ある道路空間づくりに取り組 みます。

◆基本方針③ 生活を支える花と緑づくり

基本理念を実現するため、レクリエーション機能や景観形成機能など多様な緑の機能を踏まえつつ、公園・緑地を計画的に配置し、整備推進に取り組みます。

また、新たな公園・緑地の整備においては、公園づくりワークショップを開催するなど、市民の意見を取り入れつつ、市民の維持管理の意識を高め、市民のニーズに合った個性的で魅力ある緑豊かな公園・緑地の整備に取り組みます。

◆基本方針④ 個性を育む花と緑づくり

ー団の戸建て住宅地や中高層マンション、歴史 街道は、それぞれの個性に調和した緑豊かな個性 あるまちづくりをめざし、集落形態に調和した緑 化や地域のランドマーク*となる花壇やポケット パークなどの整備、歴史・文化と調和した緑化に 取り組みます。

◆基本方針⑤ 生きものに配慮した花と緑 づくり

本市の豊かな緑は、身近な憩いの場ややすらぎの場となるだけでなく、多様な生きものの生育・生息の場であり、これらの緑や生きものと市民がふれあえる場でもあります。街路樹や住宅地の緑化、河川の保全を通じた生態系ネットワーク*の形成や都市農地の積極的な活用、自然とのふれあいを通じた意識醸成などにより、生きものに配慮した緑の軸の形成に取り組みます。

基本方針① 顔となる花と緑づくり

①栗東駅前周辺

駅前広場、栗東芸術文化会館さきらは、プランターやコンテナ樹木などの設置により、一層の緑化推進を図るとともに、街路樹の適切な維持管理(剪定等)を行い、本市の拠点にふさわしい魅力ある都市景観の形成に努めます。

(都)*栗東駅前線は、街路樹やせせらぎ空間、沿道の建築物とのつながりに配慮した緑化推進を図ります。

特に、中高層マンションなど今後の建築活動については、バルコニーでのグリーンカーテン*の実施やプランターを使った花や野菜の寄植えなど、心やすらぐ環境づくりに取り組みます。

②手原·安養寺市街地周辺

③環境・産業拠点

環境・産業拠点においては、「環境」や「新技術」の分野における産業施設の集積を目指すエリアであり、緑を活かした環境づくりを通じた産業と自然の共生を目指します。

産業交流による人々の交流を促す拠点に ふさわしくなるように、街路樹をはじめ、事 業所敷地内の緑化や建物の壁面緑化などに より、緑豊かな空間の創出に取り組み、都心 居住拠点や生活文化拠点との一体性・連続性 を確保します。

手原・安養寺市街地周辺においては、老朽 化している遊具などの設備のリニューアル を行うとともに、市民や事業者の参画による 植栽などの維持管理を行います。 市役所庁舎や手原駅においては、市の木や 市の花を用いながら緑量の確保に努め、市民 の緑化意識を啓発する花と緑の緑化推進に 取り組みます。

基本方針② 顔をつなぐ花と緑づくり

(都)*栗東駅前線は、栗東駅前周辺の既に整備された沿道景観を基調としつつ、環境・産業拠点へのつながりを意識した緑地帯の整備検討や、既存の中高層マンションなど沿道建築物における緑化の推進に努めます。

(都)上鈎志那中線は、琵琶湖と信楽方面をつなぐ広域的な軸として、4車線化整備に合わせた街路樹・歩道の整備、交差点緑化、沿道建築物の壁面緑化・屋上緑化や緑地スペースの確保など、緑豊かな道路空間整備に取り組みます。

(都)上鈎上砥山線や(都)手原中村線は、信 楽方面への広域軸として、上鈎池周辺の斜面 緑化や周囲の自然環境を活かした連続性の ある街路樹や歩道整備に取り組みます。

3つの拠点をつなぐ歩行者や自転車に配 慮したコミュニティ道路の整備推進に取り 組みます。

葉山川など河川の近くでは、国や県と協働で安全性に配慮しつつ親水空間*の整備を検討します。

(背景:栗東駅周辺の街路樹)

基本方針③

生活を支える花と緑づくり

①身近な生活環境を支える花と緑の拠点

近隣公園*である上鈎公園については、住 区基幹公園*として、地域における身近な憩 いの場、レクリエーションの場としての活用 が図れていますが、環境・産業拠点の魅力向 上、人々の交流促進に結びつけるため、緑に 囲まれた駐車場や公園施設の拡充を図りま す。

現在未着手・未整備となっている中沢公園の整備推進に取り組むとともに、野尻集落周辺、蜂屋集落周辺などにおいては、計画的な市街地整備に合わせて身近な憩いの場の整備を検討します。

②市民のスポーツ・レクリエーション活動の ための花と緑の拠点

栗東健康運動公園は、固有の里山*環境と調和した緑豊かなスポーツ・レクリエーションの拠点として、未整備部分の整備推進に努め、既存の樹林地や経堂池などの水辺をビオトープ*空間として活用しながら市民の健康づくりや憩いの場として、市民ニーズを十分に把握しつつ計画的・段階的な整備推進に努めます。

(背景:上鈎公園)

基本方針④ 個性を育む花と緑づくり

①住宅地の花と緑づくり

一団の戸建て住宅地や中高層マンション、 集落地域などの特性を踏まえつつ、敷地周囲 の緑化や前面道路に面する部分の緑化スペ ースの確保など、積極的な緑化推進を促しま す。

住宅地に残る空き地などの低未利用地は、 市民の主体的な活動を促し、身近な地域の憩 いの場としてポケットパークを整備したり、 個性的な花壇づくりに努めます。

②歴史・文化と調和した花と緑づくり

東海道や中山道は、生活空間であるととも に、多くの人が訪れる観光的な空間でもある ため、歴史・文化と調和した緑化推進に取り 組みます。

旧街道に面する敷地前面の緑化スペース の確保や生け垣の設置、旧街道と調和した松 の植樹、プランターの設置などに取り組むと ともに、ポケットパークの整備などと合わせ て、歩いて楽しく、緑が豊かで、歴史が感じ られる街道づくりに努めます。

③集落環境の花と緑づくり

幅員の狭い生活道路が多い集落地域にお いては、建替えにあわせて前面道路からセッ トバック*したり、プランターや生け垣を設 置するなど、集落形態に調和した緑化推進を 図ります。

巨木を有する寺社については巨木及び境 内地を適切に保全・活用し、一体的な緑化推 進を図ります。



(背景: 花と緑のガーデン事業*によって美しく彩られた公園の花壇)

基本方針⑤ 生きものに配慮した花と緑づくり

① 水と緑のネットワークの形成

緑化重点地区においては、地域の生態系の 核であり、固有の里山*環境を形成する安養 寺山をはじめ、葉山川、上鈎池や農業用水路 などの水辺、市街地部に広がる農地、大宝公 園や栗東芸術文化会館さきらといった市街 地の緑、また、これらをつなぐ街路樹や住宅 の緑など、多様な水と緑が存在しています。 これらの水や緑は、生きものにとって重要な 生息場所であるため、適切に保全するととも に、緑同士や水と緑をつなげるよう積極的な 緑化を図ることで、生態系ネットワーク*を 形成し、本市に生息する生きものに配慮した 花と緑づくりを進めます。

③自然とのふれあいを通じた体験の実施

葉山川などの身近な河川の生きもの調査 や農林業体験、自然観察会など、市民と自然 とのふれあいを通じて、水や緑と生きものと のつながりについて学び、自然を大切にする 心の醸成を図ります。

特に、安養寺山の山裾に位置する栗東自然 観察の森については、今後も貴重な植物や小 動物などが生息する自然環境を最大限に保 全しつつ、自然の素晴らしさや大切さを学習 し、体験できる貴重な拠点として今後も広く 活用していきます。

②農地の積極的な活用



(背景:栗東自然観察の森での自然観察の様子)

6章 計画の推進

1 推進体制

基本理念として定めた「心やすらぐ空間とやさしい人を育む、水と緑の風格づくり」のもと、緑の将来像を実現するため、計画の実効性を高め、効果的に推進するためには、本計画が円滑に推進されるような仕組みを整備する必要があります。

このため、市民・事業者・市が互いに連携 して効果的に推進する体制を構築するとと もに、適切な進行管理を行っていきます。

(1)計画の推進体制

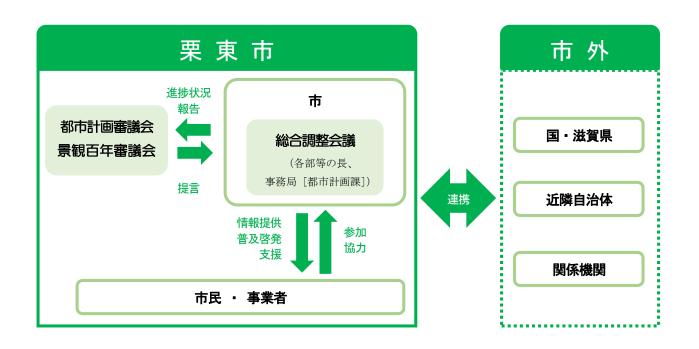
市の緑に関する事項や計画の進行管理については、多方面からの意見を取り入れるため、市民や専門家を交えた都市計画審議会や景観百年審議会を通じて計画の効果的な推進を図ります。

(2) 協働による緑のまちづくり

基本理念として定めた「心やすらぐ空間と やさしい人を育む、水と緑の風格づくり」の もと、緑の将来像を実現するため、市民・事 業者・市の連携を強め、効果的に取組みを推 進します。

本計画の実現においては、庁内において緑の基本計画の理念が充分に認識されるよう 周知を図るとともに、滞りなく施策が展開で きるよう関連部局と連携を図りつつ推進し ます。

本市の水と緑は、阿星・金勝連峰から野洲川などの河川、そして琵琶湖へとつながる豊かな自然環境と生態系ネットワーク*を形成しています。このため、市域内の連携だけでなく、国や県、近隣自治体などと広域的な連携を図ることにより、豊かな自然環境と生態系ネットワークの保全を推進します。

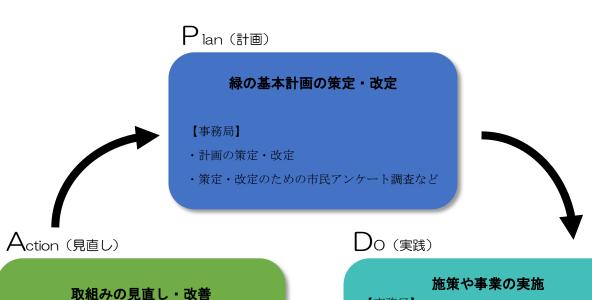


2 進行管理

本計画を効果的に推進するために、進捗状 況を把握・管理し、市民に公表していくとと もに、取組みの評価や点検を行っていくこと が重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行をPDC Aサイクルに基づき管理します。

本計画で設定した数値目標などの進捗状 況については、3~5年毎に定期的に点検・ 評価し、結果を必要に応じてホームページな どで公表するとともに、必要に応じて本計画 の見直しを行います。



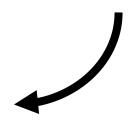
【事務局】

- ・関係各課への見直し・改善内容の周知 【関係各課】
- ・施策や事業の見直し・改善内容の反映

【事務局】

- ・関係各課への計画内容の周知
- ・施策・事業の進捗状況の整理・効果の検証 【関係各課】
- ・施策や事業の実施、効果の検証 【市民・事業者】
- ・市が実施する取組みへの参加・協力





・取組みの進捗や数値目標などの把握 ・評価・検証のための市民アンケート調査など